

「第 55 回高知県国土利用計画審議会」

開催日時：平成 30 年 2 月 8 日（木） 13:30～

場所：高知会館 3 階「飛鳥」

委員：池田洋光（欠席）、岡部早苗、小坂雄一郎（欠席）、笹原克夫、田内成幸（欠席）、
玉里恵美子（欠席）、中村健、野津山喜晴、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川
公子、松岡和也、松島貴則、山本洋子

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 諮問事項

- ・平成 29 年度高知県土地利用基本計画の変更について（案）
－高知県土地利用基本計画図の変更－

(2) 報告事項

- ・土地利用基本計画の報告事項について
－林地開発許可等の状況－

(3) 協議事項①

- ・森林地域の審議時期について

(4) 協議事項②

- ・高知県土地利用基本計画書の変更方針について

4 閉会

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから、第 55 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めます、用地対策課課長補佐の山崎と申します。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、土木部長の福田からご挨拶を申し上げます。

（福田土木部長）

皆さん、こんにちは。土木部長の福田でございます。本日は第 55 回高知県国土利用計画審議会にお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、常日頃、県の国土の土地利用の行政、それから県の幅広い施策に皆様方のご支援と多大なるご協力を頂いております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

皆さんご存じのとおり、この土地というものは限られた資源でございます。県民の生活

や産業活動になくなくてはならない基盤であると同時に、我々が先代から引き継いできたように、次世代にまた、あらゆる形で引き継いでいく財産でもございます。現在、本県では南海トラフ地震を含みますこの自然災害に備えるために、その土地利用や産業振興のための土地利用、そして自然と共生する持続可能な土地利用がどうあるべきかということについて、深く取り組んでいるところでございます。

本日の審議の内容は、高知県土地利用基本計画図の変更案件につきまして、知事より諮問いたします森林地域の変更案件4件につきまして、ご審議いただき、答申を頂きたいと考えております。また、この1年間に森林開発の許可や完了した案件4件についてもご報告をさせていただきます。

その後、その他といたしまして森林区域の審議時期及び高知県土地利用基本計画書の変更方針についてもご意見を賜りたいと考えています。

委員の皆様方には、活発かつ適切にご審議をいただきますとともに、今後とも県政の推進にご支援をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして笹原会長、ご挨拶をお願いします。

(笹原会長)

笹原でございます。ご挨拶ということでちょっとあれかもしれませんが、実は私、県の最終処分場候補地選定委員会というのに関わりまして、というか、ごらんになった方もおられると思いますが、委員長を務めまして、務めておりました。当初、最終、土地の話ですから、個人の土地の話ですから、個人情報ということで一切クロードで審議を進めておったわけです。それが最後の委員会、先日の2月1日かな、だったんですが、その5日前に月曜日に方針大転換しまして、というのが知事のご決断をされて、その最終委員会議ですから、その後に記者会見やるわけですが、そこで過去の資料、委員会の資料全部出さないということになりました。つまり隠したりすることのない、隠しどころのない情報公開をしたいということになったんですね。やっぱり処分場って迷惑施設ですから、そういうものを作るということで説明責任を果たすということが大事だという知事のご判断だったと思うんですが、それを受けまして、私も初めびっくりしたんですけど、行政における情報公開の重要性ということを再認識いたしました。

そこで本審議会、本審議会の内容、固い内容なので県民の方だけお聞きいただけるかというところは別として、やっぱり高知県の委員会ですので、そういう情報公開を念頭に置いた審議をいただきたい。ただし、だからといって固くなってお話しいただく必要はない。しゃべっていただく内容は、昨年、その前から私お願いしてるように、どんどんご意見をお話してください、ということでございます。でもやっぱり県民の特に民間の方、公募の方。公募の方だけではないんですが、民間の方は高知県民の代表という意識を持って

ご発言いただけると有り難いと思います。今日も積極的なご意見お願いしたいと思います。
以上です。

(司会)

笹原会長ありがとうございました。

福田部長でございますが、公務の都合によりここで退席をさせていただきます。

(福田土木部長)

申し訳ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、まず配付しております資料の確認をさせていただきます。ファイルとじになっておりますが、式次第の裏面に会議資料と記載しまして、1 から 15 まで番号を振っております。それぞれインデックスを付けておりますのでご確認をお願いいたします。もし配付漏れ等ございましたらお伺いします。配付漏れはございませんでしょうか。

はい。それでは続きまして、前回の審議後、異動等により 2 名の委員を新たに委嘱させていただいておりますのでご紹介いたします。

お手元の資料で、「高知県国土利用審議会委員名簿」をごらんください。新委員は備考欄に「新任」と記させていただいております。

お一人目は、高知県町村会会長の池田中土佐町長様でございます。本日は所用のため欠席されております。

お二人目は、四国森林管理局の野津山局長様でございます。

(野津山委員)

野津山です。よろしくお願ひします。

(司会)

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の審議会には 11 名の委員のご出席をいただいております。これは委員定数 15 名の半数以上を満たしておりますので、高知県国土利用計画審議会条例第 5 条第 3 項に定めております、2 分の 1 以上の出席により本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして公開することとなっております。

それでは、審議に入りたいと思います。会議の進行につきましては、審議会条例第 5 条第 2 項によりまして、会長に願ひすることとなっております。会長が議長となることと

なっております。

それでは、以降の進行につきまして笹原会長お願いいたします。

(笹原会長)

そうしましたら、私のほうで議事進行を進めさせていただきます。

先ほどもお話ししたように皆さんの積極的なご発言を頂きたいところでございますが、実はそうとは言え、議事次第、式次第を見ていただいてもお分かりのように、通常の議題の諮問事項と報告事項、これは個別化していますね。それ以外に協議事項、協議事項はいいとして協議事項②ですね。これは昨年のこの審議会でも少しありましたけれど、県の土地利用基本計画書の変更についての議論がございます。つまり、これも非常に重い話題でございます。ですから、非常に審議事項が盛りだくさんでございます。ですからもう初めから謝っておきますが、16時までと式次第では書いてありますが無視します。すみません。申し訳ございません。そうとは言え、こちらの会場のご都合等々もあるそうなので、できるだけ早く終わりにしたいと思っておりますので、ちょっと話の途中で腰を折ることは絶対したくないんですが、少し急がせる、尻を叩くようなことはさせていただくかもしれません。今からそれについても皆さんに謝っておきます。

そうしましたら、始めたいんですが、初めに、審議会運営要領の第6条の第3項により、本日の会議録の署名人を選ばなければなりません。会議録の署名人、会議終わった後に議事録をご確認いただく役ですが、慣例により会長から指名することになっております。精査、事務局と一緒にこれまでの署名人の回数を非常に精査した結果、中村委員と松島委員のお二人をお願いしたいということでございます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(笹原会長)

そうしましたら、ということでお二人にはよろしくお願いしたいと思います。

「平成29年度高知県土地利用基本計画の変更について(案)」

(笹原会長)

そうしましたら、また式次第の議題に入りますが、議題の(1)が諮問事項でございます。これは平成29年度高知県土地利用基本計画の変更についてでございます。変更案件について審議をするというものでございます。これについてはお手元に諮問書つやつが、耳が付いてございますが、諮問書がございます。これを見ていただくと、高知県知事からこの審議会に対して、この高知県土地利用基本計画の変更についてに関して諮問を受けてございます。ですから、この諮問に対して回答する義務がございます。諮問案件の質疑は、い

つものとおりに1件ごとに事務局からご説明をいただき、委員の皆さまのご意見、ご質問を受ける形で順次審議を進めてまいりたいと思います。全案件について委員の皆様のご審議が終わりましたら、それを一括して知事に対する答申をまとめたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

それではまず、事務局から諮問書の読み上げと諮問案件のご説明のほうをお願いいたします。

(事務局 黒石)

用地対策課長の黒石でございます。本日はよろしくお願いをいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、諮問書を読み上げさせていただきます。タグの付いてます諮問書をごらんください。

「29 高用対第 581 号 高知県国土利用計画審議会様 高知県土地利用基本計画を別添のとおり変更したいので、国土利用計画法第 9 条第 14 項において準用する同条第 10 項の規定により諮問します。平成 30 年 2 月 8 日 高知県知事 尾崎正直」

以上、諮問書でございます。

次に、本題に入ります前に、新しい委員の方もご就任いただいておりますので、ちょっとおさらいの意味で土地利用基本計画について少しご説明をさせていただきたいと思っております。

資料 2 の 2 ページをごらんいただきますでしょうか。土地利用基本計画とは、計画書と計画図で構成されておりました、国の定める国土利用計画を基本としまして、都道府県が策定するものでございます。計画書につきましては、本県では前回の第 4 次の全国計画を受けまして、平成 23 年 3 月に策定しております。計画図は、各個別法に基づく区域の変更案件がありましたら、その都度変更しております、近年は毎年変更している状況でございます。

3 ページをお願いいたします。その役割につきましては、各個別法に基づいて定められる諸計画の上位計画に位置付けられておりました、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものでございます。また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度がありまして、土地の有効活用に対する指針となるものであるとともに、各個別法の規制についても、その基本方針を示すものとなってきます。

4 ページをお願いいたします。計画書としましては、土地利用に関する基本的な方針や都市地域や農業地域など五地域に区分しました土地利用調整指針を定めておりました、その五地域の範囲を示した 5 万分の 1 の図面で構成をされております。

5 ページをごらんください。審議会へお諮りする時期について記載をしております。個別法による地域・区域を変更する場合は、それと同時若しくはその決定前に土地利用計画

の図面を変更することとされております。ただし、森林法に基づく森林地域の開発案件につきましては、その申請件数の多さや変更手続を伴う頻度が非常に高いことなどもありまして、全国的にオールジャパンで例外的な取扱いがなされておまして、開発完了後に森林計画を変更しております。本県の国土利用計画審議会では、事業主体が民間事業者の場合は、1ha以上10ha未満であれば開発完了後の審議事項としております。10ha以上の事業規模が大きい案件につきましては、開発許可後の審議事項としております。国や地方公共団体など公共団体については、開発許可を要しませんので担当部署との開発協議いわゆる連絡調整ですが、その完了後としております。

「土地利用基本計画」のご説明は以上となります。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたら今のご説明、「土地利用基本計画」についてご説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。特に新任の委員の方、ちょっといかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、具体的な個別箇所の変更に関する審議に入ってまいりたいと思います。先ほどのお話で5ページの次の6ページを見ると4カ所ございます。一つ一つご説明をいただいた後に審議に行きたいと思います。

そうしましたら、整理番号1番、高知市(仁井田)ですね。こちらについて事務局からご説明をお願いします。

(事務局 黒石)

はい。それでは、資料1の「土地利用基本計画の変更について(案)」と書いた資料からご説明をさせていただきます。これは国で定めた様式でございまして、本日お諮りする正式な案となるものでございまして、本日審議会で答申を頂ければ国に提出し意見聴取を行い変更する予定でございまして、それでは、その内容につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1ページ「1 五地域区分の変更概要」をごらんください。都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域区分の変更概要の総括表となっております。左側が現行の面積で、今回変更する面積は真中の欄③、上から3つ目の森林地域の面積が今回ご審議いただきます4つの案件の合計で51ha縮小しまして、変更後の森林地域の面積は60万2,190haとなります。

また、真中の欄②の下から2つ目の白地地域の拡大37haは、4つの案件のうち、室戸市の案件につきまして、現在森林地域のみがかぶさっておりまして、他の地域との重複もございませんので、森林地域の37haを縮小することにより、五地域のいずれにもかからない白地地域となる見込みでありますので37ha拡大となり、白地地域全体で2,641haとなりま

す。

2 ページをお願いします。「(2) 変更地域別概要」をごらんください。今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載をしております。今回は高知市が2件、室戸市1件、佐川町1件の計4件の森林地域の縮小案件がございますが、内容につきましては後ほど個別にご説明をさせていただきます。

飛びまして5ページ、「3 計画書」につきましては、今回変更はございません。

6 ページに行きまして「4 市町村国土審議会への意見聴取等の結果」をお開きください。1つ目、3つの市町・国土利用計画審議会への意見聴取の結果でございます。高知市、室戸市、佐川町からの意見聴取でございますが、いずれも「特に意見なし」との回答を頂いております。

次の「(2) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関」、つまり本日のこの国土利用計画審議会、この審議会のことですが、答申を頂戴すればその旨を記載し、国に提出することとなります。

7 ページに移りまして、「変更案件の補足説明」につきまして一覧表としております。

1 ページ飛びまして、9 ページをお願いいたします。今回、変更しようとする地域の土地利用基本計画図ですが、少々分かりづらい部分もありますので、これも後ほど資料2を使いまして詳しく説明をさせていただきます。

以上、簡単ですが資料1の「土地利用基本計画の変更について」に係る説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、資料2を使いまして、今回の計画図の変更とその内容についてご説明をさせていただきます。表紙をお開きください。1 ページ目はこの資料の目次となっております。本日お諮りしますのは、2の「高知県土地利用基本計画の変更について(案)」の諮問事項でございます。そして3として「林地開発許可等の状況」についてご報告をさせていただきます。

それでは6 ページをお願いいたします。今回お諮りいたします「1 土地利用基本計画の変更について(案)」は、ここに記載しております4つの森林地域の縮小に係る案件となっております。

7 ページをお願いいたします。まず、整理番号1の高知(仁井田)森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。場所は右側の位置図を写真ですが、ごらんいただきますと、南国市の十市パークタウンに隣接をしました高知市仁井田地区でございます。森林地域の縮小面積は6haで、事業用地のための造成工事の完了により、計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域及び農用地区域を含まない農業地域に指定をされております。

8 ページをお願いいたします。事業の概要としましては、個人の方が平成5年2月に工場・事業用地の造成目的で開発許可を受けまして工事等を行っておりましたが、事業が継承され、最終的に民間事業者が事業主体となりまして事業用地の造成を行ったもので、平

成 29 年 7 月に工事が完了、林地開発の完了確認もされたことから、今回、森林地域の面積を縮小することとしたものでございます。この事業の事業区域は約 9.8ha で、このうち緑色で着色した部分が残置森林として森林のまま残す部分でございます。黄色の矢印で示した箇所、これが森林を切り開き造成工事を行いました区域となります。平成 29 年 10 月に現場確認に行きましたところ、南の一部エリアを県内の企業が資材置場として利用をしておりました。

9 ページをお願いいたします。県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の範囲が示されたものに、赤い円で開発エリアを大まかに示したものでございます。他の案件も同様に添付しております。ここで少々、土砂災害警戒区域等について、ご説明をさせていただきます。土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと呼ぶものでございます。それと土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、これは土砂災害防止法に基づきまして都道府県が認定します土砂災害のおそれがある区域でございます。イエローゾーンは急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあると認められる地域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。ただし、区域内であっても開発行為や建築物等の建築行為は制限をされておられません。レッドゾーンは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命、身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。いわゆる主権制限が掛かってきます。ここでいう特定の開発行為とは、住宅地の分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築開発行為でありまして、今回の審議と報告を行う案件のような事業用地の造成や太陽光発電等は、該当はしておりません。

10 ページ、11 ページに防災マップに関する補足説明を記載をしております。

11 ページをお願いいたします。県の防災マップでは、先ほどご説明させていただきましたレッドゾーン、イエローゾーン以外に法指定されている範囲で開発等に制限行為の許可が必要なものに、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域等があります。地すべり防止区域は砂防指定地があれば防災砂防課、保安林等があれば治山林道課、土地改良事業施行地域等であれば農業基盤課と所管が分かれています。

12 ページをごらんいただきます。この整理番号 1 の昨年 10 月の現場の写真を記載をしております。整理番号 1 の高知（仁井田）森林地域の縮小案件についてのご説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。先ほどの土砂災害警戒区域については、前回の委員会で覚えていらっしゃる方もおら

れると思いますが、某所に関して是非これから記載をお願いしたいというご意見あったんですね。それに対応したということでございます。いかがでしょうか。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。

(委員)

はい。いいですよ。もう、このぐらいの声でしゃべりますから。

(笹原会長)

マイク使われなくて大丈夫ですか。

(委員)

ええ。

(笹原会長)

はい。

(委員)

非常に前回の土砂災害警戒区域のこの図面を添付していただいて有り難いんですが、これはあれですね。この周りは一帯全部急傾斜地崩壊危険区域の指定をされてる地域で、この上のこれ、もちろん市街化調整区域の開発許可を。

(笹原会長)

何ページですか。

(委員)

すいません。そしたら9ページの先ほどの土砂災害警戒区域。はい。9ページの、最初から言いますと、この赤い線に黄色が入ってるということは、急傾斜地崩壊危険区域がこの開発地域の周りにほとんど全部入ってるということですが、この上は市街化調整区域内で資材置場の開発許可が下りたということですか。

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 黒石)

そうでございます。

(委員)

通常、私ども業をやってる者は、市街化調整区域は市街化区域を抑制する区域で、もちろんこういう工場とか、それから住居、資材置場も含めて開発許可がなかなか下りにくいというところで、その下がまた、急傾斜地崩壊危険区域があつて、さらにその南側が十市ニュータウンの団地があつて、この団地の中も相当、これ図面で見ると崩壊区域の中に入っているというような状況ですね。これでこういうところに市街化調整区域でありながら、資材置場の開発許可が下りて、これが工場が建つんでしょうかね、将来、倉庫が建つとか、資材置場になるということがちょっと理解しにくいんですが。これは開発許可自体でもう、資材置場で下りてるといふことですか。

(事務局 黒石)

はい。今、委員おっしゃられたいわゆる急傾斜地の崩壊区域というものが、いわゆる急傾斜地法に基づく指定の区域ではございませんでして、土砂災害防止法に基づくイエロー指定の区域でありまして、やはりこの凡例にあります下の欄の右から2つ目にあります急傾斜地崩壊危険区域、いわゆるこれが山沿いにあります山の尾根である、その急傾斜地法に基づく地域でありますので、イエロー指定の所は特に制限はございません。いわゆる土砂災害防止法は、いわゆるソフト法というのでしょうか、今まで砂防法、急傾斜地法、地すべり法は、ハード整備がメインで作られた法律となっております。ただ、ご存じのとおり、砂防堰堤なんか1基作って1億2億、平気でかかりますので、なかなかそういったところをハード整備が追い付かないということもあつて。平成11年でしたかね、広島災害を受けて。

(笹原会長)

13年。

(事務局 黒石)

13年ですかね。広島災害を受けてこの土砂災害防止法が整備されたとお聞きしております。いわゆる、とにかく逃げようと、危険を察知して逃げようというのがこの法の趣旨と理解しておりますので、この周辺にイエロー指定があつてもそこは問題はなかろうかと考えております。

(委員)

先ほど言われてるのは当てはまりません。

(事務局 黒石)

はい。

(委員)

建築基準法関係の規制がないということで、実際住民が、この土砂災害警戒区域の中で住宅等の物件を買って住むには、やはり大雨のときとか。もう今、高知市もしょっちゅう出てますが、避難警告、勧告とか出るんでその避難場所へ移動をしないといけないというふうに我々、業務の関係ではそういうふうな説明をしていってるわけですね。これの僕が一番の心配はこの上に工場が建つんじゃないでしょうかという。一番の質問はそこですけど。資材置場だけということですか。

(事務局 畠中)

開発事業者さんのほうから、事業用地と内容お聞きしてますので。それちょっと、どういう使い方されるかですね。その民間事業者の、その。

(委員)

分からないですよ。

(事務局 畠中)

はい、その課題なんかも恐らく。

(笹原会長)

ちょっと、私からよろしいですか。実は私の自宅がこのそばで。週末、よくこの前を通っているものですから、少し状況説明をさせてください。

端的に言うと、今ご懸念されるような、この現場が十市のニュータウンの上にあるわけではございません。今の9ページのこの図面、これ等高線が入っていないから分かりにくいんですが、これだと正にこの丸付けた今回の箇所が上にあるように見えますが、そうではなくて、その前の8ページ見ていただくと、これ造成森林で少し暗い緑に塗ってある所ございますね。これが今回の事業区域側の斜面なんです。この上、この造成森林の下側って言うのかな、ここが向こうなんです。要は造成森林の線引いてある所は尾根の上なんです。基本的にイエローゾーンは尾根の反対側。8ページの8って書いてある上を見ると、右下に箱の形、一杯ありますね。これ団地の家です。ここから斜面が上がって、赤線で書いてあるところがまず尾根で。そこからこの造成森林の所、逆勾配に下って今回の事

業区域になっていると。

(委員)

なるほど。

(笹原会長)

ですから、9ページの図面を見ると、あたかもちょっとそう見えるんですが。

(委員)

うん、それはそう見える。

(笹原会長)

等高線入ってないから、やっぱりそう見えるんですよ。

(委員)

うん。分かりました。

(笹原会長)

ただ、逆斜面が黄色く塗られているとご理解ください。

(委員)

じゃあこれ、造成図ですが、掘ってるわけですか。

(委員)

斜線見ると、掘ってるみたいですね。

(笹原会長)

多分、掘ったんだと思います。

(委員)

なるほど。

(委員)

これ、住宅地そしたら高くないってこと、そういうこと。

(笹原会長)

というか、多分、標高自体は住宅地より高い。ただし尾根を挟んでるので、そこまではさすがに。

(委員)

ああ、そうか。そうしたら全然違いますね。

(笹原会長)

ちょっとこの9ページの地図が良くないかもしれない。

(委員)

これだけ見ると何か危険な山を削り取るのかなという感じで。

(笹原会長)

これ、確かこの地図、県のホームページで見れる地図で。拡大するとその辺の地形も分かるので。拡大すれば問題ないんでしょうけれど、今回はこういう図面であったと。たまたま私が知っていたからです。私が。

(委員)

ああ、そうですね。これだけ見るとちょっと。はい、分かりました。

(笹原会長)

もう少し、ですから。

(委員)

そういうことなら、まだ大丈夫かなと。

(笹原会長)

今後、この9ページの図面の表示の仕方を少し検討を事務局にいただく必要はあるとは思いますが。そういう状況です。

(委員)

ついでに、そこまで言い出したら、よろしいですか？

(笹原会長)

ちょっと待ってください。どうしようかな、今の話に関係する。

(委員)

ええ、関連します。

(笹原会長)

じゃあちょっと、もう少しお待ちを。

(委員)

いいですよ。

(委員)

ああ、すみません。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(委員)

前回はこの業者さんの物件で意見を言わせていただきましたが、やはり資材置場等で、市街化調整区域で開発許可を取るのとは割と、宅地造成と違って簡単なんですね。都市計画法でも簡単に取やすい。後で結局、今こういう所が開発許可で宅地開発に変わるんじゃないかと、将来的にですね。そうした場合に前回許可が下りてるから、割と擁壁とかそれから周りの災害を。許可下ろしてるからスムーズに通やすいと、開発許可が。という関連性も出てきますから、やっぱり1回こういう資材置場とかで、開発許可を取った所が今後、むしろこの国土法の届出が必要になるとは思います。それは非常に注目して、今度の開発許可は注意しないといけないと思いますね。

以上です。

(笹原会長)

はい、分かりました。

数年前に議論をして、その後事務局さんにご協力いただいているパトロールという。

(委員)

ええ、それです。

(笹原会長)

点検の話ですね。それに関係すると思います。あと、私どもも覚えておかなければいけないということになると思います。

はい。そしたら次、お願いします。

(委員)

マイクを頂きましょうか。

(笹原会長)

マイク、使ったほうがいいです。

(委員)

今の話ともちょっと関連するんですけど、この事業目的にどれぐらい、この具体性が要求されるのかっていうか、この計画自体にどれぐらい具体的になってるんですか。それともう一つは、アクセス道ですよ。これ、事業用地としてのアクセスに使えるような道路なんじゃないかな。

(笹原会長)

いかがですか。事務局。

(事務局 畠中)

そうですね、林地開発の許可取ってますので、そのときに林地開発許可の申請の中に目的は一定出てくるんじゃないかと思うんですけど。そこまでちょっと把握してないんです。我々としては事業用地ということを知っています。アクセス道路の。

(笹原会長)

治山林道課さん、何かコメントを可能ですか。

じゃ、お願いします。治山林道課さん。森林法の担当ですね。

(治山林道課 松尾)

治山林道課、松尾と申します。ご質問が2点あったと思うんですけども。目的の関係ですけども、特にこの回答までは要求はしておりませんが、ただ目的によってこの地にある残置森林の率は変わったりしますので、それが分かることまでは確認はさせていただいております。あとそれから進入の道路ということになると思うんですけども、この地図でいいますと左側ですかね。

(笹原会長)

8ページじゃないですか。

(治山林道課 松畷)

8 ページですね、はい。ちょっと見にくいですが、この左側に参考にぐらいなると思う、洪水調整池があったりとか、下の黄色の部分の四角がちょっと掛かっておる部分がありますが、西側に道路が入ってます。その入ってる部分については、ちょうど開発の図面とレベルが一緒ということで。この道路は南に行くとトンネルを通過してニュータウンのほうにつながる道になっておりますので、進入の道路、下にもちゃんと備えているということだと思います。

以上です。

(笹原会長)

いかがですか、山本さん。

(委員)

その道路ってのは、8m ぐらいありますか。

(笹原会長)

2 車線で、7.5。一般道路です。

(委員)

分かりました。すると、ちょっとの意見ともあれなんですけど、目的が変わってしまうんじゃないかっていう不安が常にあるんですね。もう工場事業用地って言うけど、これって今の情勢がどうか分からないんですけども、可能性としては太陽光発電にもしようと思えばできるんですかね。

(笹原会長)

いかがですか。事務局。

(事務局 畠中)

市街化調整区域ですので、建築物になるときの都市計画法の手続が要ると思うんですけど、太陽光は必要ないとお聞きしてますので、基本手続が、どんな手続が要るか分からないんですけども、一応建築物には当たらないというふうに聞いてます。太陽光の場合は。

(笹原会長)

ということは可能であると、太陽光は。そうなるともう監視をしていくしかないということですね。ですから私どもも、やっぱりちゃんと覚えておいて見ていかなければいけないと、そういうことになるかと思えます。

(委員)

ありがとうございました、分かりました。

(笹原会長)

ほかにいかがでしょうか。

ちょっとそうですね、その目的の変更のところは少し我々の念頭にも置いていかなければいけないと思います。じゃあ、よろしいでしょうか。

そうしましたら、整理番号1番の仁井田を終わりにしまして、今度、整理番号2番ですね。高知の仁ノについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 黒石)

13 ページをお願いいたします。整理番号2の高知(仁ノ)森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。場所は、右側の位置の写真をごらんいただきますと、高知市春野町の土佐市に隣接したエリアで、仁淀川と太平洋に面した高知市春野町仁ノ地区になります。内容は森林地域の縮小面積が7haで、変更理由としましては太陽光発電施設用地の造成が完了しましたため、計画の変更を行うものとするものでございます。ただし、他地域との重複関係につきましては、市街化調整区域の都市地域及び農用地区域を含まない農業地域に指定されております。

14 ページをお願いいたします。事業の概要としましては、民間事業者が事業用地の造成を目的として平成23年3月に林地開発許可を受けていたものを、平成27年9月に別の民間事業者に事業継承し、平成29年2月に開発工事が完了。翌3月に完了が確認されたことから、森林地域の面積を縮小することとしたものでございます。この事業の事業区域は約11haとなっております。ちょっと見づらいですが、黄色の矢印で示しております約7haが形質変更される区域となっております。

15 ページに行きまして、開発エリアを示した防災マップ。16 ページに開発完了時の現地の写真を掲載をしております。現在ではさらに別の民間事業者が約2,500kW、約800世帯分の太陽光パネルを設置し、8月から売電を始めているとお聞きしております。

整理番号2の高知森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(笹原会長)

ありがとうございました。出てまいりました太陽光発電でございますが、ご意見、ご質問、委員の皆さん、いかがでしょうか。

これ、15 ページの土砂災害警戒区域の絵を見ていただくと、本地域の上側、北側に土石流の土砂災害警戒区域、掛かっておりますね。これ恐らく前のページ、14 ページの図面で

見ると、沈砂池って青く書いた吹き出しがございますが、この吹き出しの左側に谷が入っておるがです。恐らくこの谷が土石流の土砂災害警戒区域だと思いますので、一応尾根では区切られているというふうにご理解ください。

いかがでしょうか。

事業主体が先ほどと同じ。

(委員)

一緒ですからね。

(委員)

同じですね。

(笹原会長)

こんなこと、座長が言っちゃいけないんですが。ですから、やっぱりいかに監視、モニタリングしているかという話にやっぱり集約されるのかなという気はいたしますが。

何か、特段のご意見、ご質問等々、ございますでしょうか。

(委員)

すみません。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

これ、今回初めて国土利用計画の届出が出たということですか。

(笹原会長)

はい、お願いします。

(事務局 黒石)

はい、そうでございます。

(委員)

ということは最初から太陽光発電の敷地利用で出て。今現在、売電がされてると。

(事務局 黒石)

そうです。

(委員)

どこも、事業のほうもそれに関連してるということですね。届出やから、そうなりますよね。

(事務局 黒石)

面積が10ha以下になりますので。

(委員)

10ha以下やから。

(事務局 黒石)

開発。

(委員)

開発許可での。

(事務局 黒石)

終わってから、事後の申告になります。

(委員)

ほぼ、審議内容じゃないということで。だから報告事項みたいなもんですね。はい、分かりました。

(笹原会長)

森林地域ですので、全て完了後になりますので。

(委員)

なりますよね。

(笹原会長)

これは先ほど県計画の話でご説明ありましたようにやむを得ないところでございます。

(委員)

はいはい。それはしょうがない。

(笹原会長)

ですから、やっぱりもう監視、モニタリングで切り抜けていってるところかなと思います
が。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。じゃあ、中村委員。お願いします。

(委員)

先ほど1件目の案件で。

(笹原会長)

ページをお願いします。

(委員)

8 ページの案件で全てが事業用地という記載で太陽光発電の施設も可能なのかという話
があったんですけど、今回、整理番号2番のこの14ページの地図を見ると、事業用地と太
陽光発電の施設用地ということで、用途が違うようなんですが、その辺のすみ分けとい
うか、結局、太陽光発電ならばこの辺にこういう施設ができやすいというのは分かるん
ですけど、事業用地ということは別の用途で使うということなんですか。そうすると、こ
の事業用地というのは一体何をするつもり土地になるのでしょうか。

(笹原会長)

事務局いかがですか。

(事務局 畠中)

仁井田の件でよろしいですかね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

仁井田のここ。

(事務局 畠中)

もうこれ繰り返しになるんですけど、新聞に報道されてましたので、当初は工業団地で
造成されておったようなんですけど、今のところはそういう利用がないので事業用地とい
う形でお聞きしてますので、実際その全体のうちのですね、この道路に近いほうは別の事業者

が借りてますので、使っていないのはこの写真に出てる上の段になります。それで、どういう使い方をするかというのは、その施工者の意向になりますので、ちょっとそこまではどうしますかっていうところまでいろいろお聞きしてない。今のところちょっとあと決まっていなないんじゃないかと思えますけど。

(笹原会長)

いかがですか。中村委員。

(委員)

その話は分かるんですけど、仁ノのほうで東側は事業用地と書いてあって西側は太陽光発電施設用地と書いてあって。

(笹原会長)

14 ページですね。

(委員)

そうです。14 ページのほうのここできちんとすみ分けがされているということは、太陽光発電施設用地以外の事業用地というのは、何か別の使い方をするということの計画ということなんでしょうか。

(笹原会長)

いかがですか。事務局。

(事務局 畠中)

これもまた林地開発の話になるんですけど、その中でちょっとどういう使い方をするかっていうことになると思うんですけど、現地はパネルも張ってますので太陽光発電をやってますので、全体は、太陽光の関係の施設というちょっと認識してましたけど、ちょっと補足あったら。

(笹原会長)

じゃ、お願いします。治山林道課さん。

(治山林道課 山崎)

すみません。治山林道課の山崎と申します。

現地が、民間事業者さんが開発してるんですが、別の民間事業者が売電用に取得してるのが、今、上の段の太陽光発電用地という上の段だけで太陽光の発電をしています。下の

段は民間事業者がまだ平地にしたままで何にするかというところまでは恐らく決められていないだと思います。仁井田の件と同じように取りあえず事業用地として用地を作って、買い手が付けば来るなり何なりするのかなという。我々もそこまではちょっと把握ができておりません。

(笹原会長)

いかがですか。

(委員)

質問ですけど。

(笹原会長)

少々お待ちください。

中村さん、いかがですか。

(委員)

はい。いえ、決まってなくて、それで納得するしかないかも分からないんですけど、何か林地開発を太陽光発電でとっておいて、何にするか分からない平地のものを将来的に売るとのかもしれないし、何に使うのかも分からないという状況で開発が許可されるというのには、何かちょっと少し疑問を感じずにはいられないかなという感じはします。

(笹原会長)

これ森林法の問題なので、じゃ、治山林道課さんお願いします。

(治山林道課 山崎)

この仁ノの地域は、まず最初に事業用地、一部その採石みたいなことになってたんですけども、その後、最終的にその太陽光の民間事業者ですかね、のほうから話があって上の高い部分を太陽光になったということで、スタートとしては事業用地といいますかそこからスタートして最終的に一部は太陽光になっていくという状況ではあります。

(笹原会長)

だからやっぱり結局、今の委員のご懸念はあれだっというか。

(治山林道課 山崎)

そうですね。ただ、太陽光発電の場合、別の会社としてガイドラインの基で説明するということがありますけど、これについても地元のほうの説明、どこに説明するか市町村の

ほうにお伺いして範囲を決めてると思うんですけど、そこで一応地元のほうに説明をされているというふうに聞いてます。

(笹原会長)

ですから、そちらのほうで対処していると考えるしかない。

(委員)

はい。

(笹原会長)

私どももこの国土利用計画という意味では、もう先ほどの監視ということで行くしかないのかなと思います。

では次。

(委員)

質問ですけども、いずれにしてもこれ林地開発許可が出てるので、その過程で災害防止とか水の確保とか環境保全とか水害の防止、この要件に当てはまるわけですね。その際に多分、残置森林どうするかという審査を経てなってるもんだと思いますけども、質問はいわゆるFIT制度が施行されたのは24年4月なんですね。だから、これ林地開発許可のときにこれは恐らく前の年に許可が得てるので、恐らくそういう制度が入るだろうという想定で太陽光発電の用地として林地開発許可の制度申請してきたんじゃないかなと思うんですけど、その辺がもし分かればですね。前のやつは恐らく18年前で、多分その時点では多分別の用途だったんだらうと。恐らく今の太陽光発電が増えているのはきっと固定価格買取制度が入ってからの話ですから、多分そういった流れの中でこういう話が出てきているかなと思って、この案件については林地開発許可のときも太陽光だったんじゃないかなと思うんですけどね。それだけちょっと質問です。

(笹原会長)

ちょっとその辺の事実確認だけ。治山林道課さん、可能ですか。

(委員)

そっか。そういうことか。

(委員)

ちょっと分からなければ。多分そうじゃないかなと。

(笹原会長)

まず、ちょっと。お答えを。お願いします。

(治山林道課 松嶋)

ちょっと正式な日付が分からない。先ほど言ったように目的が変わって、最終的に 29 年には 2 月には完成してますが、かなり完成間近で太陽光の用地ということで目的変わったというふうに記憶しています。すみません。ちょっと詳しい詳細にはちょっと日付覚えていないですけども、確かに最初から太陽光発電というのはなかったように記憶しております。

(笹原会長)

そういうことだそうです。ちょっとまだ詳しく分からなかったということで。ただ、今の委員のご質問という形でしたけれど、そういう経緯できるだけ抑えとけよというサジェスションかなと思いましたが、やっぱりこれも含めて監視なのかなと思います。ですから、これは事務局、あと県のご担当課も含めて、少し意識をしておいていただけると有り難いかなと思います。法律での主権の制限ですから非常に厳しくてなかなかできないのですが、経過を記録することはできますので是非また治山林道課さんだけではなく、関連する各課さん、そういう経緯も含めてご説明いただけるように今後ご準備もお願いしたいと思います。よろしいですかね。事務局さん。

ほかいかがですか。

じゃ、すみません。ちょっと時間の問題もありますので。

次、整理番号 3 番の室戸へ行きましょう。

(事務局 黒石)

17 ページをお願いいたします。整理番号 3 番の室戸森林地域の縮小案件について、ご説明をいたします。場所は室戸市の西の端でございまして、奈半利町に隣接をします山腹の室戸市羽根地区になります。森林地域の縮小面積は 37ha で、変更理由としましては、太陽光発電施設造成に係る他用途の転用により森林地域を縮小しようとするものでございます。他地域との重複はございません。

18 ページをごらんください。事業の概要といたしましては、民間事業者が 28MW 規模の太陽光発電を目的として造成工事を行うものでございます。本件につきましては、開発面積が 10ha 以上であるため、用地対策課、当方の所管をしております高知県土地基本条例の手続を経た後、平成 29 年 4 月に森林法の開発許可を受けて、同月から工事を開始しております。平成 31 年 4 月に開発行為の完了を予定しております。図面で黄色の矢印がお示ししますオレンジの部分、これはパネルを設置するエリアでございまして、形質を変更する森林に該当をいたします。この事業の事業区域は、約 115.4ha となっております。

19 ページをお願いいたします。開発エリアを赤の丸で示しております。ご確認いただけますように、事業区域全体が砂防法に基づいた国土交通大臣が指定をしております砂防指定地でありまして、砂防指定地内で施設又は工作物の新築や改築、土地の掘削、盛土、切土などの制限行為を行うには知事の許可が必要となっております。事業者は防災砂防課所管の高知県砂防指定地管理条例に基づきます開発行為許可を平成29年4月に森林法の開発許可と同日で受けております。本件の場合、森林地域の変更に伴う手続により当該エリアは森林地域ではなくなりますので、五地域のどの地域からも外れる白地地域となります。しかしながら、砂防指定地としての変更はございませんので、将来の二次的な開発の際にも該当する開発行為である場合は、砂防指定地管理条例に基づきます制限行為許可が必要となってまいります。

20 ページ。これは昨年10月末の現場の写真でございます。

整理番号3の室戸森林地域の縮小に関する説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうしましたら、この室戸森林地域に関するご意見、ご質問お願いしたいと思います。今回の一番の大玉ですね。というか、なかなか私も高知県の、この審議会でもお目にかからない37haという大玉でございました。いかがでしょうか。

森林法と共に、その砂防法による砂防指定地の網も掛かっているということで、ですから非常に厳しく見られるということかと思えます。

(事務局 黒石)

月に1回パトロールに行っております。ちなみに。

(笹原会長)

そうか、大玉なので月に1回。

(事務局 黒石)

大玉なので。住民の方からもいろんなご意見頂戴しておりますので、月に1回は現地を確認してきちっとしていただいておりますということを確認させていただきます。

(笹原会長)

はい、分かりました。そういう、ここ特別なのもかもしれないんですが、ほかにも例えば定期的にパトロール、監視に行っている箇所っていうのがあるのかどうか。もしあるとしたら、どういう基準でそういう定期的な監視を行う箇所を選んでいるのかということ。何

かその辺に関して情報を頂けると有り難いのですが。

(事務局 黒石)

特に面積的な基準とかいうのはございません。やはり、住民の方が関心のあるケースに関しましては、我々のほうにも住民の方からいろんなご連絡がございますので、そういったケースは積極的に我々も中へ入って監視と申しますか、お話をお伺いするようにしています。

(笹原会長)

そうですね。監視っていっても法律上の権限がないから、監視にはなり得ないんですね。ただ、そういう意味で県と共に住民の方の事実上のパトロールに入っているというところで、そこに期待をしたいのかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

(委員)

ちょっと失礼します。

(笹原会長)

じゃあ、藤本委員。

(委員)

言われたように今回非常に大きな林地開発されてるわけですが、こういった場合に、この林地開発許可というのは、例えば土地の購入費、それから造成費、それからまた、この太陽光発電をする施設の費用とか、こういう民間事業者の調査ですね。こういったことは、やっぱり開発許可であれば土地の購入資金とか工事の資金とか、この残高証明とかを取って出す必要があるんですが、この林地開発許可というのはそんな規制できないでしょ、全く。相手の内容がかなり調べられて、これだけの造成と太陽光発電ですから、どのくらいかかるか金額は分かりませんが、大体、県のほうはお分かりになると思うけど、そういったチェックは入るんですか。

(笹原会長)

これ、事務局ないし治山林道課さん。どちらでも結構ですが。いかがでしょう。

(事務局 畠中)

この室戸の太陽光、開発規模が大きいので県の土地基本条例のところも抵触しますので、我々のほうも事業者の方々、開発計画書で大きい事業ですので、途中でやめたりで

すね、頓挫したりしたらこの採算が合わなくなってきます。一応資料を提出していただいて中を見るような形にしております。治山のほうも、同じように見えます。

(委員)

さようでございますか。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

今まで結構、僕もそういう情報がいろいろ入っているんですが、ちょっと悪いという言葉はあれですけど、内容の余り良くない会社が開発許可を取って、資金、バックに転売してそこが買い取ってまたというのが今まで僕の知っている範囲でもあるんですが。やっぱりそういうところじゃなしに、この事業主体、ここの民間事業者が直接最後まで事業ができるという。こんな調査をされていると、こういうことですね。

(事務局 黒石)

そうですね。事業実施主体として適格かどうかというのは、先ほどきちんと説明をさせていただきましたように、途中で頓挫してしまったら終わりでしょうし、基本的には余りこういった大きいものを事業継承するのともどうかということ。

(委員)

これ、大変な社会問題になりますからね。途中で放られると。

(事務局 黒石)

ですから、そういったところのその状況は資料を提出していただいて、きちんとできるということを確認。

(委員)

資金情報は掴んでるということですね。

(事務局 黒石)

細かいところはまだですが。

(委員)

掴んでいない。

(笹原会長)

やっぱり、限界はあるとは思いますが、一応そこまでの事業可能性は治山林道課さんも含めてやられているということで、いかがでしょうかね。

そしたらもうこれは、逆に言うとこれ物が大きいので住民の方のチェックもあるでしょうし、逆に、安心して言い方したらいけないんですけど、逆にチェックがしやすいのかもできません。じゃあ、そういうことでよろしいでしょうか。大玉でございました。

そうしましたら次、整理番号の4番ですね。佐川森林区域の縮小でございます。事務局からご説明をお願いします。

(事務局 黒石)

21 ページをよろしくをお願いします。

整理番号4番の佐川森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。

場所は右側の写真の位置図に示してありますとおり、国道33号を日高村から佐川町方面へ進んで行きまして、佐川町の市街地の入口にあります霧生関トンネルの手前の南にあります国道沿いの佐川町加茂地区になります。森林地域の縮小面積は1haで、変更理由としましては、防災拠点施設の造成が完了したため、計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複をしております。

22 ページをお願いいたします。事業主体は佐川町で、当初平成22年に公園・運動場等の造成の目的で林地開発協議を行いまして造成工事を施工しておりましたが、その後平成28年に事業目的を防災拠点施設の整備に変更いたしまして、平成29年5月に完了しております。この事業の事業区域は全体で3.6ha、図面の黄色の矢印の部分が形質を変更する森林部分となっております、約1.35haとなります。22ページの下に完了後の写真を載せております。23ページに防災マップを載せさせていただいております。

冒頭にご説明させていただきましたとおり、連絡調整の案件につきましては、連絡調整が整った直後の審議会で諮問するというルール上、本来であれば平成23年に諮問しておくべき案件でございました。今後につきましては、関係各課と連携を密に取りまして取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆さんからのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。これは問題があったということで、その連絡調整が遅れたということで、これは駄目だよと言わざるを得ないところですね。そこについては、ほかいかがでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

じゃあ、委員。

(委員)

ここ、随分、谷を埋めて大規模な整備やっておられるなと思って見てたんですけども、事業主体が行政で防災拠点施設とありますけれども、これ具体的にどういう施設が建つんでしょうか。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(事務局 黒石)

ヘリポートとか、警察とか自衛隊の宿营地になるとお聞きしております。

(委員)

そういうことか。

(笹原会長)

そうすると、そこそこの面積が必要になるということですね。2、3ha。
委員、よろしいですか。

(委員)

はい。結構です。

(笹原会長)

ほかいかがでしょう。

市町村が行っている事業ということであれですけど、いかがでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら手続きが遅れたというところがございますので、これは今後気を付けてください。気を付けなさいということで、事務局に気を付けてくださいということお話をしておきます。

そうしましたら、一応、整理番号1番から4番まで、3番大玉でございましたが、森林

地域の変更、土地利用計画変更について審議をいたしました。そうしましたら、これで今回諮問された4件の土地利用基本計画の変更について全て原案どおりということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

ありがとうございます。当然ながら、皆さん奥歯に物が挟まった状態で言っておられると思うんですが、さすがに諮問への答申の中にそれを書くわけにはいかないので、議事録の中に書き込みたいと思います。ですから、悔しいので答申書案が終わったらその後、私どもからの意見として、これ議事録の中に残す形でまとめたいと思います。

まず、答申書のほう行きましょう。答申書案をお配りいたしますので、お待ちください。配付終わりましたら、確認のため事務局に朗読をしていただきます。

お願いします。

(事務局 畠中)

始めます。答申(案)読み上げます。

「29 国土審第2号 平成30年2月8日 高知県知事尾崎正直宛 高知県国土利用計画審議会会長笹原克夫 高知県土地利用基本計画の変更について(答申) 平成30年2月8日付け29 高用対第581号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。」

以上です。

(笹原会長)

皆さん、この答申のとおりで一応よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

ありがとうございます。そうしましたら、了承ということでこういう形で県知事に答申をしていきたいと思っております。なおのこと、その後、今回出た課題の整理をしていきたいと思っておりますが、一つは事業目的ですね。事業目的が変わるということが、これまでも多々あったので、それに対しては監視、監視っていう言い方良くないですね。監視ではないな。チェック機能を果たすべきであると。誰がというところは、なかなか難しいところもござ

いますが。ですから、事業目的の変更に対する点検なんですかね。監視って言っちゃいけないですよ、事務局。点検、チェック。チェックですね。

(委員)

届出やから、監視はまずいでしょう。

(笹原会長)

うん。監視はできないってことです。チェックを今後も行くと。ちょっと漠然としてますが、これの以上言いようがないんですよ。

(委員)

言いよう。

(委員)

すみません。ちょっと、さっきから気になってるところがあるんですけども、事業目的のところに、事業用地って書いてありますよね。その事業用地の意味ですけども、その事業用地というのは、開発許可申請者の事業用地として開発を許可するということだったんですか。それとも、転売した後の事業者が勝手に、言うたら自分の事業で使うような形でも事業用地として認めるということなんでしょうか。どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

(笹原会長)

事務局、いかがでしょう。

(事務局 黒石)

基本的には開発者が事業目的を持ってますので、それに使うということという認識をしておりますけど、個別の。

(委員)

先ほどのところでも、もともとの工業団地の転換してますよね。事業用地で申請した後、言うたら他の業者に売り渡して、そこが資材置場に使った。それが、言うたら開発業者の事業なのかどうなのか。そういうふうにとれるのかどうなのかですね。また、転売した後、言うたら申請のところまでの目的はこうやったけど目的変わりましたで、それで済むものであれば、規制も何も掛けないのであれば、ここで言うたら審議する意味もないわけなんですよ。そこのところのくくりは、実際に縛りはできるんですか。

(笹原会長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局 畠中)

ちょっと、それぞれの都市計画区域であれば都市計画法で、森林地域であれば森林法で、それぞれの個別法の手続によると思うんですけど、基本的に事業目的が変わったり、少なくとも事業所が変われば事業承継の手続しないと進めないはずですので、それは一定事業所変わるとか、民間事業者の中でも別の民間事業者とさらに別の民間事業者と似た名前ですけど、でも事業所承継してますので、それは一定手続があるはずですよ。

(委員)

はい。構いません。

(笹原会長)

じゃあ、藤本委員。

(委員)

そこは私ら、商売柄よく分かっていますが、林地開発許可を取って、これは工場、調整区域ですから工場の改装ができないんですよ。今度、取る場合は工場団地にして、調整区域であれば、今3haから5haあれば開発許可が下りるわけですよ。宅地分譲の開発許可も下りるわけですよ。林地開発許可を取ってる、土を入れたり山を削ったり比較的基準が緩いんですから、フラットな土地を多く作って、それで開発許可を出さないと、この状態では市街化調整区域でありながら平地にしたところで工場の建設はできない。1号店舗しかできないんですから。これを新たに一回分譲するときは、工業団地とかいうような名目で3haを超えているから、5haあれば完全にできますから、そういう開発許可も一回取って、先に造成、だいたいされてるから、余り経費がかからなくなって、ここらへんはやはり僕らが見て将来、住宅とか工場になるような所ですから。今はそういう工業団地とか宅地分譲の開発許可は取っていない、林地開発だけで土を切り取りして埋めたりすると、こういう状況ですね。今後2弾目3弾目が出てくる可能性が十分あるという、これ他の、これ以外のくは、まず僕が見ても余り宅地分譲とか工場誘致するような所ではないですね。ということで。

(笹原会長)

委員どうですか。

(委員)

どうもすみません。勉強不足で、どうもありがとうございます。よく分かります。

(委員)

いや、とんでもない。

(笹原会長)

だから、いろいろ転売じゃないですけど、目的が変わるとその度ごとに他の法律でチェックがされていくということですね。分かりました。

(委員)

でも、何か他の法律でチェックを掛けて通ってしまうんですよね。

(委員)

通ります。

(委員)

通るんですよね。だから一旦ここで言うたら平地にしまえば、線引きのない土地にしまえば、あとは何とでも申請でなるという話を理解できるので。

(委員)

あと2弾目は出る可能性は、この地域は僕が見てあるなというふうな感じでそういう発言したんですがね。そういうことで。

(笹原会長)

それにしても、私どものこの国土利用計画という意味においても、この権限の中で言うても、先ほどのチェックをしていくしかない。あとは各個別法の審議に委ねるしかない。多分やるほうもやっぱりテクニック持っておられるので。

(委員)

テクニック知ってるんですか、全部。

(笹原会長)

そこは行政の場合、やっぱり主権の制限等々の問題もあるので野放図にできるわけではないので限界はあるということですね。ですから、やっぱりよく見ていくしかないという先ほどの結論になっちゃうのかなと思います。行政だけで全てができるわけではないので、そこをどうしていくかと、ちょっとこの審議会の外の話になっちゃいますので、そういう課題はございますね。

そしたら、また課題の整理に入りますが、先ほどそういうことで、その後もチェックしていきましょうよって話まとめましたが、ほかございますかね。今回の4カ所。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

じゃあ、岡部委員。

(委員)

同じようにこの審議会でする審議ではないとは思いますが、太陽光発電、ソーラーパネルっていうのは、先ほどどなたかが説明されたときにもありましたけども、建築物でもない、工作物でもない、誰の許可を得ることもなく作ることができる設備です。それについて私はすごく疑問を持っておりまして、風力発電にしたって水力発電にしたってすごく環境のこととか考えてみんなが関心の目を持っているのに、太陽光発電だけが何か野放図にいつているような気がします。ちょっと別の機会で国交省のヘリコプターに乗せていただいて四国の山をヘリコプターから見たことがあるんですけど、本当に私たちが山だと思っている向こう側にパネルがあるとかっていう所が一杯あって、本当に見えて情けない状況です。この37haもそうなるっていうことですよ。だから、それを規制するものが何もないっていうことに、私は物すごく違和感とか疑問を感じます。そこ、疑問を感じるっていうことしか書いていくことはできないと思うんですけども、そういう意見はやはり言うておくべきかなと思ってちょっと発言させていただきました。

(笹原会長)

ありがとうございます。多分ここに座っておられる皆さんの総意でしょうから、これはきちんと議事録に残しておいてください。あと毎回どなたかが、この発言をしてください。誰でも構いません。

(委員)

ついでにいいですか。そしたら。

(笹原会長)

はい。じゃあお願いします。委員。

(委員)

すみません、度々発言して。例えば看板、野立て看板よう出てますね。あれは4m幅を

超えると建築確認が必要になるんですよ。高さも2mやったかな3mか忘れたけど、結局、建築確認が必要になる。例えば壁があつて屋根があつたら確実に建築確認が必要ですけど。

(委員)

塀でも2m超すと確認が必要です。

(委員)

要ります。要ります。太陽光発電も、この高知市とか行政でできるんじゃないですか。その法律の範囲内で僕はできる可能性はありますと思いますけどね。雑則規定か何か作つて、今後ちょっと研究するような、壁とか天井とかじゃなくても十分全体の面積は超えると大きいですからね。

(委員)

でも、いろいろ私も調べましたけど、どこにも引っ掛かりません。

(委員)

引っ掛かりませんか。完全に抜けてますか。

(笹原会長)

やっぱり、敵という言い方したくないですけど、彼らも考えているんですね。

(委員)

建築基準法では無理ということでしたか。難しいね。

(委員)

事業が終了したときの復帰計画とか、資金的裏付けとか、そういうもののチェックをしてほしいっていう気はしますね。事業計画の一環として。致し方ないところはやっぱりあると思うんですよ。電力、我々使ってますから。だから、ただ、100年200年先に腐らないものが山の中にある、腐るもの作ってくればまた変わるかもしれませんけど、いうのはちょっと困ると思うんで、何か事業終了時までを見通した事業計画を策定するっていうのはやっぱり事業者の義務かなという気はするんですけどね。そこまでの費用面をコストに盛り込んで、それは、また買う電力会社とか我々の中にもそういう認識持たないとはいけないと思いますけど。

(笹原会長)

この審議会外の話でもございますので、ちょっとそろそろまとめたいと思うんですが、

太陽光発電に関しては非常にご懸念が多々おありであると。当然ですよ。言うたら法律の網が追いついていない状況だと思うんです。ですから、そういう法律規則をどんどん行政に作らせるためにどんだん騒ぐってことが必要なのかと思います。

(会長)

そうしましたら、そういうことで変更の審議よろしいでしょうか。

これで終わりにしたいと思います。

そうしましたら、1時間20分経ちましたので10分休憩を入れたいと思います。そしたら、私の時計が正しければ10分というより3時。皆さんの時計にお任せ、大体3時から再開したいと思います。

次は報告になります。

(委員)

はい。分かりました。

(休憩)

(笹原会長)

そうしましたら、再開よろしいでしょうか。

そうしましたら、お次は、今度は土地利用基本計画の報告事項でございます。これも24ページ見ると4件ございます。これはまた一つ一つご報告をお願いしたいと思います。

そうしましたら事務局、番号1番ですね。高知市神田森林区域縮小、よろしく願います。

(事務局 黒石)

資料2、24ページをお願いいたします。「2 土地利用基本計画の報告事項について」という見出しで、林地開発許可等の状況を載せております。今回は高知市2件と、香美市2件の各森林地域の林地開発に関する4件についてご報告をさせていただきます。

25ページをお願いいたします。整理番号1の高知(神田)森林地域に係る報告でございます。場所は右側の位置図に示しております、県道高知春野線、神田トンネル付近に位置します高知市神田地区でございます。本件は昨年度の当審議会でご報告させていただいた太陽光発電所、ソーラーパネルの造成の案件でございますが、事業主体より平成29年3月に計画変更を申請されまして、5月に変更許可が下りております。森林地域の縮小変更予定面積は8haから5haに変更されておりまして、変更理由としましては住民の要望等を受けて規模を縮小したものと伺っております。他地域との重複状況につきましては、市街化調整区域の都市地域、農用地区域を含まない農業地域、普通地域の自然公園地域が重複

をしております。

26 ページをお願いいたします。事業目的としましては民間事業者が事業主体となりまして、太陽光発電所設置のため造成工事を行うものでございます。今回の林地開発につきましては、平成 27 年 10 月に当初の林地開発計画や開発許可、平成 29 年 5 月に変更許可を受け、事業期間は平成 30 年 4 月までの計画となっております。事業区域は 9.9ha から 8.8ha に、形質を変更する森林地域は 7.6ha から 4.6ha に縮小となっております。下段に昨年 10 月の現地の写真を掲載しております。

27 ページには、防災マップに赤色の円で大まかに開発区域を示した地図を掲載しております。南の一部でございます。ここが砂防指定地にかかっているということで、高知土木事務所で制限行為の許可を取っております。

整理番号 1 の高知（神田）森林地域に係る報告は以上でございます。

（笹原会長）

ありがとうございました。

そうしましたら報告でございますが、ご意見、ご質問、私どもにとったら実質的な審議でございますので。いかかでしょうか。

これ昨年ですか。違う。何年前でしたっけ、何か。

（事務局 黒石）

昨年です。

（笹原会長）

審議をしたので皆さんご記憶に新しいと思いますが、森林地域の縮小の面積が小さくなった。逆に言うと、木を切る本数が減ったということで歓迎すべきことかと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

もちろんいいんじゃないですか。

（笹原会長）

特段の意見、ご意見なければ時間の関係もあるのでさすがに次に行きたいのですが、よろしいですかね。

（委員）

はい。

(笹原会長)

そうしましたら、次、整理番号2番ですね。今度は高知(春野)の森林地域の縮小でございます。

事務局、ご説明をお願いします。

(事務局 黒石)

28ページをお願いいたします。整理番号2の高知(春野)森林地域に係る報告でございます。場所は右側の位置図に示しておりますが、高知市上町2丁目の交差点を春野に向かう道路を進んでいきまして、土佐塾中・高の入口を過ぎた鷲尾トンネル南の出口付近の高知市春野地区です。開発に係る森林面積は約2haで、理由としましては土石の採取により森林地域の縮小予定となっております。他地域との重複状況につきましては、市街化調整区域の都市地域、農用地区域を含まない農業地域及び普通地域の自然公園地域となっております。

29ページをお願いいたします。次に事業の概要といたしましては、民間事業者が事業主体となりまして、道路用、建設用及び盛土用として岩石を供給するため土石の採取を行うものでございまして、平成28年12月に林地開発許可を受けまして、事業期間は平成31年12月までの予定となっております。事業区域は4.5haで、今回形質を変更する森林は約1.9haとなります。下段に7月の現地の写真を掲載しております。30ページに開発エリアを赤い丸で囲んだ防災マップを載せております。

整理番号2、高知(春野)森林地域に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

(委員)

質問いいですか。

(笹原会長)

はい。お願いします。委員。

(委員)

土石の採取が目的ながですよね。採取した後のこの開発された区域ってどうなるっていうのは何か予定があるのでしょうか。

(笹原会長)

事務局、いかがですか、今のご質問。

(事務局 畠中)

すみません。土石採取したその跡地の利用についてはお聞きしてないです。もし分かっているところあったら補足してもらいたいですかね。

(笹原会長)

治山林道課さん、何かお分かりになりますか。お願いします。

(治山林道課 松嶋)

すみません。採取を掘り終わった後のことについてはまだちょっと話はお聞きしておりません。まだこの区域もどこまで何年くらいかかったとかがなかなか分からない部分もあったりしますので、まだ最終的にどういったことになったかがちょっとお伺いしておりません。

(笹原会長)

という状況です。

(委員)

困ったですね。

(笹原会長)

ただ、これ建設業者の正に土取り場、かなり 29 ページのこの地図を見てると、傾斜が急な切り方をしてますので、例えば何かもっといやらしい気持ちでやったりすると、平地をもっと大きく切らなければいけない。これだと多分使えないと思います。①の写真見ていただくとお分かり、②もお分かりになると思うんですが、ほぼ山の傾斜に沿って土を掘り切り崩してるので、将来もう少し大きく掘るぞとかいう話が出ればちょっと要注意なのかなとは思いますが、これ個人的な考えです。

はい、お願いします。委員。

(委員)

鷲尾トンネルのところいうたら、ここに自然公園地域ってありますよね。私なんかも結構ここ山歩きするんですけど、そういったところで何かすごく大きな採石とか、土石採るときに何か影響がないのか。公園なのに景観もかなり変わってしまいますし、そういったところの規制とかっていうのはないでしょうか。

(笹原会長)

事務局、いかがですかね。自然公園に関わるそういう規制。

(事務局 黒石)

国土利用計画法の地域の中で制限は特にありません。個別法でかぶさってるところかかるとかあれば、そちらのほうの制限になってくると思います。今のところ林地、森林法しか。

(笹原会長)

自然公園というのは何か法律で定められているんですかね。

(事務局 黒石)

ここで言う自然公園というのは、国土利用計画法で五地域に分けた、この中で分けておるものでございますので、他法にリンクしてるということではないです。

(笹原会長)

ことではない。

(事務局 畠中)

ちょっと、すみません。自然公園法の中身、ちょっと承知してないんですが、自然公園の区域とか地域を幾つか分けてますので、そういったちょっと名前まではちょっとはつきり覚えてないんですけど、特別地域とかそういうところは一定制限にかかってくるとは思いますが。すみません、ちょっと詳しくないので。

(笹原会長)

先ほど。はい。お願いします。

(環境共生課 貝川)

すみません。環境共生課の貝川でございます。

自然公園条例というので自然公園区域になってます。県立と国立、国定という自然公園でございますが、ここにつきましては県立の自然公園で区域が特別地域、普通地域と分かれておりまして、一番規制が緩い普通地域になっております。この部分の開発行為等につきましては、届出を出せば実施ができると。土砂災害等々には気を付けて安全にやっってくださいというレベルになっております。

(笹原会長)

ということだそうです。委員。

(委員)

結構、ここ毎日登山してる、そこら辺りはすごく市民に親しまれる所ですので、そういったのをやっぱりこれから一番身近な自然公園ですので、是非、大事にしていきたいと思っております。そういったことでもやっぱり声を出していかないといけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

(笹原会長)

防災面とかではなくて景観面、環境面ですね。そこに関しても関係各課で少しご努力をいただくということでまとめてよろしいですか。はい。大事なことですから。

(委員)

すみません。いいですか。

(笹原会長)

お願いします。委員。

(委員)

先生の意見にちょっと付け加えさせていただいたら、先ほどの太陽光発電のところにもありましたけれども、この事業をやりますって許可を出して、その事業をやらなかったかどうか。その事業を本当にやるのかどうか。事業をやってる人が倒産しちゃったらどうするのかとか、最終確認が今の法律ではできない状態だと思うんです。今の場所については、私は開発して宅地にするとか事業用の土地になるっていう心配は余りないですけども、結局、自然の木を切って草を引いてやるわけですから、それで終わったら、ある程度、木を植えるなり何なりして自然に戻すような施策はするということのようなことをどこかで行くじゃないけど、指導項目として関係省庁から、終わったらこうしてねみたいなきことは言えるんじゃないかなという気がしました。

(笹原会長)

ありがとうございました。

どこまで強制力のある指導できるかっていうところもございまして。そうですね。まず、ですから一つは事業可能性というか事業計画をきちっとできるのかというところのチェック、やっぱりそれは確かに非常に重要だと思います。それとあとリハビリテーションですね。こういう丸裸にしたところは、その後ちゃんと植生戻せよとか、植生戻すだけではないと思っておりますが、その辺もやっぱり課題としてあるということでございますね。

そんな形でまとめてよろしいですか。

(委員)

そういうことがいいかと思います。ありがとうございます。

(委員)

高知市のほうに何か里山条例ってあるんですけど、余り詳しく知らないんですけど、そういうのはこういうことは関係しないんでしょうかね。

(笹原会長)

里山条例はあれ指定されないと。

(委員)

駄目なんですか。

(笹原会長)

里山公園みたいなものを造成するための条例ですから、余り。

(委員)

さっきその話をして、ちなみに円行寺の蛇紋岩を採石してたところですね。あそこは業者の人に聞いてみると、もともとあった畑に戻すことと、それと今、蛇紋岩の植生戻すようにしてるそうなんです。後で宅地にするんじゃないくて。もともと畑だったからそこを畑にしてくれということで畑にしてるし、できるだけ元のような自然な感じで戻すようにはしてくれてるみたいですね。是非そういったことで掘りっ放しじゃなくて、後、やっぱり回復できるような形で保存してというか、事業をきちんと始末をつけていただければと思います。

(笹原会長)

事業面積小さいので、あと、どこまでどう考えているか事業主体が分からないところございますが、大きい面積になると多分逆に心配ないと思いますね。ですけど、ちょっと小さいのでどうかなって気がしますが、そこはもう行政のみならず、やっぱり住民の方のパワーで。むしろそっちのほうの方が大事なのかもしれません。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

よろしいでしょうか。

そうでしたら、2番だから次、整理番号3番ですね。香美市の北滝本の森林地域の縮小でございます。こちらのほうを33ha。お願いします。

(事務局 黒石)

31ページをお願いいたします。整理番号3の香美(北滝本)森林地域に係る報告でございます。場所は、右側の位置図に示しておりますとおり、香美市と南国市の境界の近く。根曳峠の北東、国道32号と高速道路の間の香美市土佐山田町北滝本地区でございます。

本件は、開発規模が10ha以上でありますため、平成26年度に当審議会に諮問を行いまして答申を頂いたもので、図面を変更したものでございます。今回、平成28年12月に林地開発が完了しましたので、ご報告をさせていただきます。

32ページをお願いいたします。右下にありますように、完了に当たり、形質を変更する森林面積が0.17ha縮小となりましたが、土地利用基本計画図の変更は、1ha以上の変更の場合となりますので、再度の変更とはなりません。

33ページには防災マップ。34ページには事業者より提供を受けました完成写真を掲載しております。

以上でございます。

(笹原会長)

ありがとうございました。

32ページを見ると、形質を変更する森林の面積が若干変わったということで、基本的には当初の計画どおりというところでしょうかね。開発自体は。そういうところでございますがいかがでしょうか。

じゃあ、松岡委員。

(委員)

これですが、大昔に麓宝園という。

(委員)

違います。

(委員)

違うんですか。こことは違うんですか。

(委員)

そっちのほうじゃないです。

(委員)

別ですか。分かりました。

(委員)

根曳峠上がってすぐ右のほうですね。

(委員)

上がったく。

(委員)

上がった右。

(笹原会長)

上がってすぐ右手に見えますね。

(委員)

これは。

(笹原会長)

じゃあ委員。

(委員)

これは林地開発当初とったのは民間事業者がとって、ここの別の民間事業者に転売したという物件じゃないですかね。

(事務局)

そのとおりです。

(笹原会長)

いかがです。

じゃあ治山林道課さん。

(委員)

前出ましたね。何年も前に。

(笹原会長)

ちょっと治山林道課さんにその辺の経緯を。

(委員)

これ、前、確かやりましたよね。

(笹原会長)

やった、やった。よく覚えてます。

ちょっと経緯を聞きましょう。

(委員)

この地位を継承する前の事業者は。

(治山林道課 松寫)

スタートは確か別の民間事業者だったと思いますね。

(委員)

そうですね。

(治山林道課 松寫)

その後、民間事業者辺りの名前出てきたと思います。最終的に事業者さんが変わっていくということになったと思います。

(笹原会長)

そういう経緯ということで。

(委員)

はい。

(笹原会長)

ご懸念のとおりという言い方を私会長が言っちゃいけないんですがね。

(委員)

これはほぼ普通になっていってるんです。僕が知ってる限り全部。

(委員)

取りあえず、山にしてそれから考えんといかんですね。

(委員)

こっちでですか。

(笹原会長)

はい。

(委員)

近い例が正蓮寺で谷をざっと民間事業者が埋めて、しばらくしてから墓地業者に転売したと。大体もう谷を埋めるとか、木を切ってフラットに近い状態にしていくということは工事が終わったら次、必ずこういうふうになる。これは間違いなく先ほど言われた山林に開発することは、まず事業目的以外は考えられないですね。これももう前、許可になってましたよね。許可というか届出で受理されてますからね。

(笹原会長)

ですから、森林法、技術的な検討を行うということでやっぱり限界があると思いますので、その後の先ほど変更のほうでまとめたチェックをする体制。これも将来的に本当に本格的にチェックの仕方を考えていかなければいけないことなのかもしれません。だと思えます。ただし、これ逆に言うと面積大きいので、すごく目立つので余り変なことできないのかなという。こんな言い方しちやいけません。チェック体制の話ですね。

いかがですか。ほかに。

よろしいですか。

そうしましたら、整理番号4番、今度は、香美市（西又）の森林地域の縮小でございます。

(事務局 黒石)

35 ページをお願いします。整理番号4、香美（西又）森林地域に係る報告でございます。場所は、右側の位置図に示しております香美市と大豊町の境の近く。JR 繁藤駅から北東に位置します香美市土佐山田町西又地区でございます。本件につきましては、開発規模が10ha 以上となるため、平成26年度に報告をさせていただいて、27年度に諮問を行いまして答申を受けたもので、図面を変更したものでございます。

36 ページをお願いいたします。平成29年8月に工事が完了しまして、9月に完了確認をされましたのでご報告をさせていただきます。なお、完了に当たり、形質を変更する森林面積が0.14ha 縮小となりましたが、先ほどと同様に1ha 未満の変更のため、図の再度の変

更の対象とはなりません。

37 ページには、防災マップ。38 ページには林地開発完了後の現場確認に同行した際の写真を掲載をしております。

整理番号 4 の香美（西又）森林地域に関する報告は以上でございます。

（笹原会長）

ありがとうございました。

これも 36 ページの形状を変更する森林の面積見ると、微々たるものなので当初の予定どおり造られたという報告と捉えていいかと思えます。

これ、ご意見、ご質問でございますでしょうか。

これ、先ほど国交省のヘリコプター乗ってうんぬんという話ございましたが、私も一月前に乗ったときにこれよく見ました。不細工ですね。何というのか、そうやってチェックをしながら行くしかないということだと思います。山の頂上なので、防災面では危ないといえば危ないのかもしれませんが、麓に余り人がおられないという問題はございますが、いかがでしょうか。

（委員）

いいですか。確かに今頂上で、でも麓には家がないから土砂崩れの不安はないとはいえ、森林のダム機能ってじゃあどうなんやろうっていうのがちょっと心配なんですけど、もともとちょっと根本的なことで、今日は始まってからずっとあるご報告というのが全部森林減ります、減ります、減ります、減りますばかりで、森林増えますっていうのは多分私委員になってからこの方、ここは森林に増えますってないので、高知県の森林率 84% っていうのが本当に年々脅かされていきゆうなと思うのですが、このまま数年あるいは数十年、こういうちょこっと 10ha 満たないからとかいうのでも、例え 1ha でも小っちゃな傷っていうのがこの高知にずっと数十年増えていったら、電気はようけできるけどやっぱり森林のダム機能であるとか、川の清流保全だとか、そういうことに大きく影響していくんではないだろうか。しかも、こうした大きなソーラーが私たち住んでる者がヘリコプターにでも乗らない限り、日々、目にできないから無意識の中でっていうか知らんところでこういうのがずっと進んでいきゆうっていうのは、何かやっぱりこの審議会が国土利用計画っていう名前を持つのであれば、本当に高知県の国土の利用をどう計画するのっていう視点でもうちょい何とかできんものやろうかと毎回ご報告を受ける度に思って、ご報告を受ける度にこういうことを言っちゃってるんですけど、高知の「豊かな緑に囲まれた」とかいう観光なんかでもそういったフレーズがずっと使われてるわけなんですけど、本当に山は豊かであるというポジティブイメージを維持できるんやろうかってご報告を受ける度に思っていいんですが、そこら辺りはもう歯止めというものは利かないんでしょうか。

(笹原会長)

これを一応事務局にお聞きします。どうでしょうか。

(事務局 黒石)

法律自体が規制法ではありませんので。

(笹原会長)

調整法なんですよ。

(事務局 黒石)

大きな枠になってますので、その中でなかなか規制をかけていくというのはちょっと全国的にも一定の部分でいってますのでちょっと難しいんじゃないかと思う。毎年同じ話だと思う。

(委員)

毎年同じお話です。すみません。

(事務局 黒石)

すみません。

(委員)

不毛な感じもするんですけど。

(事務局 黒石)

去年も同じような回答を前任の北課長がしたような記憶がよみがえってききましたが。

(委員)

構んですか。

そしたら、バブル当時に監視区域を設けて国土利用計画の監視地域。これ 200 平米超えると許可制になってました。これは非常に難しいですけど、こういう森林に限って国土利用計画で今 5,000 平米以上届け出るといような内容なんですけど、売買のときですね。利用のときも一緒ですけど、そういったのを造れないですよ。今の日本では。森林を林地開発のときにその監視区域で平米数で制限していくとか。許可制にするとかいうのはちょっと無理でしょう。こういうの法律の問題になる。

(事務局 黒石)

法律の問題になりますので。

(委員)

それはまず無理ですよ。

(事務局 黒石)

私が答える立場にはないと思うんです。

(委員)

行政では全然無理。

(事務局 黒石)

なかなかおっしゃるとおり難しいような気はします。

(委員)

電気より林業のほうがもうかればひっくり返るんでしょうけど。

(委員)

そうです。そうそうそう。

(委員)

だから、林業の振興がまずは一番大事になってくるかと。

(笹原会長)

日本の日本国憲法からして主権の制限、非常に厳しく行政を取り締まっているところがございますので、そういう意味では正に日本の行政の限界を表しているところかと思えます。だから何もやらなくていいんだって意味じゃないですよ。だから、そうとはいえ、例えば太陽光のソーラーの話は、後追いですけどいろんな市町村、もちろん公共団体も条例作ったりしている。後追いでも進んではいるんだと思います。あとはやっぱり住民・国民の力っていうところも必要だと思えますので、やっぱりチェックってことでしょうか。という形でちょっとまとめていきたいと思えます。

(委員)

そうですね。先ほどの開発面積が少し縮小されたっていうのも住民の方々からの声もあってっていうご説明もありましたので。

(笹原会長)

ありましたね。さっきの神田の。あれはいい事例ですね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

私ども、この会議はこういう議論もしているということが大事なので、不毛だとおっしゃった。是非、毎年、毎回この議論をいたしましょう。

(委員)

いつも言う。言わなくちゃいかん。

(委員)

いつも言わんといかん。すみません。

(笹原会長)

そうです。忘れていたらどなたかがおしゃべりください。

じゃあよろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項、終わりでございます。

それでは、次に協議事項に移ります。式次第の(3)協議事項①、これも余りいい話じゃないですが、森林地域の審議時期について、変更ですね。事務局からご説明をお願いします。

(事務局 黒石)

(3)協議事項①、森林地域の審議時期についてということです。

資料3-1をお願いをいたします。冒頭にもご説明させていただきました森林地域の審議時期につきまして、ご検討をお願いするものでございます。ご説明させていただきましたとおり、本県では、規模と事業主体により3つのパターンに分けております。

事業主体が民間で1ha以上10ha未満は開発完了後。事業主体が民間で10ha以上及び事業主体が国・公共団体等の1ha以上の案件は林地開発許可後に当審議会でご審議いただき、計画図の変更手続をとっております。本県で運用しているこの変更手続の時期につきましては、森林地域の変更は、森林法の計画の変更が開発完了後の事後となることから、当審議会への諮問についても開発完了後の後追いにならざるを得ません。また、図の変更は森林地域の案件が多いことなどから、委員の方のご意見を頂きながら定まったものとお聞き

しております。

一方で、この変更時期の取扱いにつきましては、国が個別法担当府省と調整し作成をしました資料 3-2 をごらんください。「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」平成 25 年 3 月で示されております変更時期とは異なっておりまして、毎年、土地利用基本計画図の変更をする際に国との事前調整や協議の中でご説明させていただいているところでございます。

国におきましては資料 3-3 でございます。1 枚めくっていただきまして裏になります、中ほどにあります「3. 森林地域の変更について」の「参考：林地開発許可との関係」にありますとおり、国としては変更する時期については、森林法の地域森林計画の変更の時期を推奨するとしておりまして、土地の現況と合わせる場合でも林地開発完了後の時期としております。高知県の民間の 10ha 以上及び国公共団体等の変更の時期は、一番左の「開発行為の許可」の時期となっております。

今回、ご協議いただくとするものは森林地域の変更について国の推奨する時期でもあります地域森林計画の変更に合わせたいというものでございます。

事務手続上も、例えば開発面積を減少する変更の場合、現在であれば、関係課・市町村長・当審議会、国の関係府省との手続を経まして森林地域を縮小という手続をとった案件を翌年等と同じ手続を踏んで、森林を増加するという逆の手続が必要となってきます。地域森林計画の変更に合わせた場合、事業完了後に行いますので、1 回の手続で済むということにもなってきます。

ただ、現在の取扱いルールは、過去当審議会で委員の方にご意見を頂きながら定めておりますので、事務局の考えでは、林地開発の許可・変更の許可・連絡調整のタイミングでその都度報告、当審議会でご意見を頂きたいと考えておりますので、これまでと比べご意見を頂く回数が減ったり、内容が詰まったりとか、タイミングが遅くなるものではございません。計画図としての正式な変更は、対象の森林面積が確定する開発完了後に諮問し、ご審議いただきたいと考えております。

森林地域の審議時期についてのご説明は以上でございます。ご協議をよろしくお願いいたします。

(笹原会長)

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

我々の方向性からすると後になるということで。良くない方向といえは良くない方向なんです。この林地開発の数の膨大さ、あとは役所のほうの事務量ということを考えても、ある意味やむを得ないところがあるかと思えます。全くなくなるよりは良からうということ。

それと最後、事務局、課長からお話がありました、審議時期そのものは変更後にするけ

れど、報告という形で出していくぞというところ。そこがございますので、私たちの高知県国土利用計画審議会としては、ちゃんと見ることはできるというところは担保をさせていただくということがございます。

いかがでしょうか。

そういうことで、これまで以上というか、なお一層報告を少し一生懸命に目にして見る必要があると。

(委員)

ちょっとずれるかもしれませんが、まとまった区画っていうのは規制に掛かるんですけど、例えば太陽光じゃなくて風力発電の場合、1基1基はすごく狭いんですよね。それが20基とかが連続していくので、かなり広範囲な開発が必要なんですけど、そういったことはどういう。今、具体的に言えば、梶原から愛媛県にかけての風力発電の件、計画があつてアセスには今上がったばかりみたいな、そういったのがこの審議会では上がってこないのか、そこら辺りはどうなんでしょうか。それも大きな問題になんですけども。

(笹原会長)

何か2年ぐらい前に足摺だったかなこんなありましたね。

(委員)

そうですね、足摺に。

(笹原会長)

ちょっと事務局お願いします。

(事務局 黒石)

国の考えですが、高速道路とか今おっしゃられた風力発電とか、こういう点の事業とか、線の事業につきましては、面積が切ることがなかなか難しいですので、それはもうこの審議会には含まないという判断をしておるようです。

(委員)

ただ、例えば尾根にずうっとできますよね。それにアクセス道が入ると物すごい、それで失われる自然っていうのは大きいんですよね。そういったことも含めて、その一つ一つが合計じゃなくてばらばらじゃなくって、トータル的なやっぱり開発っていうのも考えていかないと。それで、これでは変わらない、引っ掛からないでどんどんどんどんできてしまうっていうことになりますので。それも愚問の発言かなと思うんですけど。何とかしてほしいと思うので、実際、私たちが言っているような問題ができてますので。やっぱりそれ

だけで逃げられたらもう困るなと思って。

(笹原会長)

いかがですか。事務局。

(事務局 黒石)

今日、ただいま、頂戴したご意見をまた国と話す機会もありますので、こういう意見が当審議会に出ていましたということは、ご報告させていただきたいと思っております。

(笹原会長)

とにかく言い続けたいといけないうところもございまして、体力が必要ですが、不毛だと思えないようにしましょうということで。

事務局のほうでもいろいろその辺は気を使っていたらと思いますので。我々の権限、審議会としての権限外のところでの議論があるというふうに考えましょう。

そうしましたら、これ国がこう言ってるからしょうがないって言っちゃいけないんですね。一応、厳正なる審議しましたが、森林地域の審議の時期、変更するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(笹原会長)

ありがとうございました。

そうしましたら、次でございますが。それでは、協議事項の②ですね、来ました。メインイベントその2ですね。高知県土地利用計画基本計画書の変更方針についてということでございます。これ新任の野津山委員におかれてはちょっとあれですけど、その他の方は去年1回議論をしているところでございます。その続きということでお考えいただければ有り難いと思います。こちらのほう、そしたらまず事務局のほうからご説明をお願いします。

去年の資料も全部説明してもらいますので、復習しつつ議論しましょう。

(事務局 黒石)

昨年の議事について、先にご説明させていただきます。

(事務局 畠中)

ちょっと会次第と別に、追加で去年の議事録を配付させていただきました。そのフラットファイルに入っていないところがあります。ホッチキス留めで7ページぐらいになります。

ちょっと思い出して、1年前になりますので、ちょっとお覚えになっていませんか、おさらいでちょっと付けさせていただきました。5 ページ、ちょっと参考に土地利用基本計画、本件については5 ページに畠中委員さんのほうから意見言ってください。いつも林地開発が終わった後にこの審議がありまして、ちょっとここがフラストレーションがたまってる、こういう本編をさわる機会が大変よろしいと、そういうふうなお話だったと思います。

(笹原会長)

ちょっと事務局サイドが去年いない人の件なんで、私のほうからちょっと今話をさせていただきます。まず、資料4-2の1枚めくっていただいて、2ページ目を見ていただくと、これ何か、3つの国土管理の視点、防災・減災の視点、自然共生の視点って書いてあって、その周りにいろいろ、例えば国土管理の視点であれば、適切な国土管理を実現する利用計画、都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導とか、そういう施策がいろいろ周りに書いてございます。それをもう少し分かりやすい絵にしたのがこの右側ですね。複合的施策と国土の選択的な利用の推進と。この中で基本方針がいろいろ書いてございます。

この説明を受けた後に、また議事録の抜粋に戻っていただきたいんですが、畠中委員からご発言があったのですが、それが5ページ目の下ですね。下のところで、一番下の畠中委員のところですね。先ほど事務局からご説明いただいたのは1段落目、どんな意見を言えばいいのかなという感じですけど、ここは先ほど来の、「不毛と言うな。とにかく言い続けろ」という私の話のことでございます。2段落目ですね。例えば2行読みますが、農地としての利用が、例えば農地うんぬんって、この資料4-2にもいろいろ書いてありますが、農地といっても農地としての利用が、荒廃した農地というのは高知県内中山間地はどこも増えている、次ですね。じゃあそれを湿地の再生とか森林などにするという選択が高知に合っているのか。それともやはりそういう小さな小さな畑であっても、それが維持できる風景を守っていくのが高知らしい選択になるんじゃないかという議論が必要であると。

ですから、例えば資料4-2の先ほどご説明した2ページ目、3ページ目っていうのは、国の役人が霞が関で書いた文書ですね。昔、私もこのようなものを一杯書きました。それが果たして大筋というか、骨太のところは大体これでいいんじゃないかと思うんですが、具体的な施策についてはやっぱり地方の色が反映されるべきであるというところが、この畠中委員の昨年度のご意見というふうに、私、受け取っております。ですから、例えば国土管理の視点と防災・減災の視点、自然共生の視点、ほかにも視点あるのかもしれませんが、こういう大筋などところの議論も大事だけれど、例えば先ほど畠中委員のご意見にあったように、例えば農地をうんぬんとこの中に書いてあったときに、じゃあ高知らしい農地は何かということのを少し考えましようということは非常に重要じゃないかと思います。それをちょっとまずお話をしたいところでございます。思い出していただきましたでしょうか、何となく。

(事務局 黒石)

おさらいというか、去年の計画書の体系についてももう1回ご説明をさせていただきますか。

(笹原会長)

お願いします。そうですね。そのほうがいいです。

(事務局 黒石)

資料4-1をお願いいたします。高知県土地利用計画書の改定等についてごらんをいただけますでしょうか。高知県土地利用基本計画書の変更方針(案)について説明をさせていただきます。この国土利用計画法で都道府県が作成する計画として想定されているものに任意策定である国土利用計画(都道府県計画)と法定であります義務策定であります土地利用基本計画がありまして、本日ご審議いただいた図面の変更は土地利用基本計画に付随するものになります。高知県では、第4次国土利用計画の全国計画に応じまして、土地利用基本計画を平成23年に改定する際に任意策定の県の国土利用計画を統合する形で改定を行いました。

資料4-2をお願いいたします。「第五次国土利用計画(全国計画)の概要」でございます。平成27年8月に第五次国土利用計画の全国計画が策定されまして、人口減少社会の中で、国土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、国土利用の質的向上を図る側面がより重要となってきたとされております。これを踏まえまして、昨年の当審議会で高知県土地利用基本計画の改定についてご意見をお伺いしましたところ、先ほど会長さんがおっしゃっていただきました畠中委員のやはり高知県らしさを入れた改定をすべきだとの前向きなご意見も頂戴をいたしました。

先ほどの概要の資料とこの資料4-3、A3の資料、読みにくいですがごらんいただけますでしょうか。このA3の資料は左から国の第4次、5次、今回の県の見直し案、県の第4次の見出しを比較したものでございます。共通する項目を青・緑・紫に色分けをしております。

国第5次では、概要の2ページ目の真ん中の図にありますとおり、3つの基本方針で構成されておりまして、A3の資料の第5次の1の(1)のイの本計画が取り組むべき課題の(ア)人口減少による国土管理水準等の低下に対し、ウ国土利用の基本方針の(ア)の適切な国土管理を実現する国土利用が対応をいたしまして、(イ)、(ウ)も同じように対応をしております。1の(1)のウの(エ)複合的な施策の推進と国土の選択的利用の、(オ)多様な主体による国土の国民的経営は、資料4-2にあります第五次国土利用計画の概要の2ページ目にありますとおり、3つの方針を効率的に。

(委員)

すみません。もう少しゆっくり話していただけますか。追い付けないんです。

(事務局 黒石)

分かりました。

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 黒石)

もう1回最初からでよろしゅうございますか。

(委員)

いや、最初からじゃなくてもいいですけど。

(笹原会長)

今のところからゆっくり行きましょう。

(事務局 黒石)

はい。

(笹原会長)

役人は早くしゃべるっていうのが悪い癖で。

(事務局 黒石)

申し訳ございません。

(笹原会長)

ありがとうございます。畠中さん。

(委員)

すみません。

(笹原会長)

大事なことです。

(事務局 黒石)

2項目にありますとおり、3つの方針を効率的に実現させるための方策として挙げられております。

続きましてA3の資料で左から3つ目を見ていただきますと、高知県土地利用基本計画の見出しになりますが、今回の見直しの見出しにつきましては、現行の計画の中で基本理念、基本的条件、基本方針、基本方向というように同じような名前の見出しが多いので、シンプルになるように整理をいたしました。基本的にはそのままの状態でございます。

国の計画と比較していただくと分かるんですが、項目は第5次国土利用計画とおおむね対応するものとなっております。

資料4-4「高知県土地利用基本計画書新旧対照表」をごらんいただきますと、これ全部見ていただくにはいきませんが、第4次高知県土地利用基本計画を事務局で語句の古いものなどを事前修正等も加えまして、第5次全国計画などを参考に最低限修正をしたものでございます。協議のたたき台になると考えましてお示しをさせていただきました。左が見直し後、右が現行のものでございます。

ほかに資料としまして、資料4-5「高知県土地利用基本計画書」、資料4-6「国土利用計画(全国計画)」をお付けしております。今後、恐らく去年の同じですと前向きにご検討いただくと、変更及び改正ということでご検討いただくということになると思いますので、この辺りどういう形でご議論していただいて、どういう形で来年のこの会で決定していくのかというご相談をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございます。そういうことでございます。

少々お待ちください。ちょっと待ってくださいね。

そういうことで、今回取りあえず先ほどの資料4-3のA3の資料と、資料4-4新旧対照表で、事務局から基本計画書のたたき台作っていただきました。これも大変なご苦労だったと思います。というのが、とにかくたたき台がないとたたけない。我々に1から書けよと言われてもそれは無理だとはっきり答えますので、たたき台作っていただいております。これを基にこれから検討を進めていきたい。そうとはいえ、今これを全部読んで意見を出してくださいというわけにもまいりませんので、ちょっと今後の検討の仕方を少し皆さんにご相談したいと思います。

去年も議事録見てると、去年も若干、検討の仕方、体制みたいなこと書いてあるんですが、何回か少し集まって議論をしてたたき台のたたき台を作ると。ですから、今のたたき台は事務局案でございます。それを審議会案にする作業が必要です。そのためには何回か、皆さんこの条文は読んでいただくんですけど、それをまとめたり議論したりする機会が必要でございます。そうすると毎回お忙しいみなさんですから、このメンバー全員集めて、

例えば月に1回集まろうとかいうのはなかなか難しいし、ご担当課にも多大なるご負担をお掛けいたします。ですから、少し人数を絞ったワーキングを作ってその中で、まずこの審議会案のたたき台をお作りいただく。当然その中ではワーキングの必要に応じてワーキングからワーキング外の委員の方々からの意見聴取も行う。「こんなん作ったけんどうやろうか」そんな形でこれからの検討を進めていきたいなというふうに私自身、思っておるんですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そういう形で。

(委員)

はい。

(笹原会長)

ワーキングの形なんですが、これも私の腹案です。ご意見があれば頂きたいです。

まず、やっぱり民間の委員の方を中心にワーキングのメンバーに入っていただくということが是非お願いしたいと思います。民間の方のご意見を吸い上げたり、ただし事務局と話をしている中で誰か取りまとめできる人が必要だろうということで、取りまとめ役に松島委員、会長職務代行ですので松島委員を取りまとめ役をお願いしたいと思っております。松島委員からは了解を得たところがございます。嫌そうな顔をしては困る。下を向いて。

(委員)

私ここへ来て何も分からないで座っておるよりは、ちょっと勉強させていただいたほうがいいのかと思いますので、皆さん民間の委員の人たちと勉強する機会、与えていただいたら幸いに存じます。

(笹原会長)

そう言っていただけると有り難いです。

そうですね、そんな形でワーキングを作っていきたいと思うんですが、今日はワーキングを作りましたというところまでは作りたい。その後は、ワーキング何回どうやって進めていくっていうのは松島委員、ワーキング長にお任せしたいと思いますが、そんな形でよろしいですかね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

なおのこと、野津山委員、うちはやっぱりどうですか、民間の方にまず入っていただい

て、それでたたき台を作っていただくと。よろしいですかね。

(野津山委員)

はい。

(笹原会長)

高知新聞も民間なんです、さすがにあれですかね。松岡さん。松岡委員。

(松岡委員)

私も委員ということですか。

(笹原会長)

資格があるか、資格っていうか、ちょっとやっぱり私、高新さん役所に近い立場なのかなと、ちょっとご懸念しておるんですよ。その辺りいかがです。

(松岡委員)

それはちょっとスケジュール的に十分できるかどうかでちょっと懸念があるんですけど、その辺りご了解いただければよろしゅうございます。

(笹原会長)

そうしましたら、ここで私も除外します。私は入らないほうがいいと思っております。ですから、この後は、今日の欠席者の方はちょっと申し訳ないんですが、欠席者の話、後にしようか。ですから、この場で言うと、私と野津山委員は除外すると。松島さんはワーキング長をお願いするということで、そうですね、多分集まりやすさっていうことを考えると四、五名程度がいいのかなと思うんですが、まずワーキングのメンバーお引き受けいただけるっていう方いらっしゃれば、というか、是非。

(委員)

どれぐらいの期間で、何回やって、いつまでっていうのがもう少し分かれば手が挙げやすかったり挙げにくかったり。

(笹原会長)

そうだな、そしたらまず、ワーキングではなくて、この基本計画書の変更についてのスケジュールを事務局からお願いします。

(事務局 畠中)

本当にざっくりといいですか、大まかな段取りですけど、資料 4-1 を見てください。一番下の改定スケジュールと書いてあるんですけど、まず土地利用基本計画をまず改定するという事になれば、とにかく今年度中にワーキングに持って行って案を作って 31 年度からは施行できるようにしたいというふうに考えております。ワーキングの回数なんですけど、特に定めてないんですけど二、三回ぐらい開けるぐらいの予算は取っております。予算の話ですけど。

(笹原会長)

そうするとまず、スケジュールに関して言うと、今回の国土審で改定方針を示していただきました。分厚いのを示していただきました。平成 30 年度に骨子案を作成するっていうことなので、ワーキングから他の委員の皆さんへの意見聴取もあるんですが、最終的には 1 年後のこの国土審で最終決定するかと考えてよろしいですか。はい。そういうスケジュール感だそうです。それでワーキングの回数については、予算的には先ほどお話ししたような何回かのものはある。恐らく皆さんのスケジュール等々考えても、例えば毎月やるとか、二月に一遍やるとかいうことはなかなか難しいので、先ほど二、三回でしたっけ、それが関の山じゃないかなと思います。あとは、松島ワーキング長と、私及び事務局の間でその回数とか適切な時期等々を少し考えていくと。あとは、他のワーキング外の委員の皆様との連絡調整方法も考えていくということできたいと思いますが、そんな感じで畠中委員いかがでしょうか。これぐらいしか決められません。

(委員)

じゃあ、それを伺ってのこんなふうにしてはどうでしょうかを今、申し上げてもよろしいですか。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

私、前回のこの意見が言えたのは、こちらの資料でも先ほど示していただいたこの 1 枚の絵があったから、もっと「この絵って高知やおか」と思ったところから端を発してこの意見になってるんですけど、もしかしたらそのワーキンググループって、まずこうした 1 枚の絵を作り上げたら「高知ってこうあったらえいがやないが」というみんなで目指すべき姿をイメージできる絵をまず描く。それで事務局側にはその絵を一個一個そのポイントを読み解くとか、そうしたのがこちらの計画の文字になっていくとか、絵から文字へみたいな作業が一番いいのではないのかなと。ちょっと私ごとなんですけど、ちょっと別の他県の大きな市で、30 年後の市の未来を 100 人の委員で作るっていうので、1 年

間がかりでみんなで1枚の絵を作ったんですね。そうするとみんなで作っばりこういう姿になるのだ。その1枚の絵はきっとこの委員会だけで共有してもあかんことやろうし、県の中だけで共有してるんじゃないかって、広く県民の人たちにも高知県の国土利用ってこうなるんだっていうイメージ広げるためにも、この1枚の絵が、高知県らしい1枚の絵ができるようなワーキンググループだったら参加したいなと思いました。

(笹原会長)

ワーキングの進め方は、ワーキングに全くお任せしたい。そのために私は入らないぞと言ってるわけですので、ある意味、別に責任回避じゃないですよ。絶対そのほうがいいんです、私、入らないほうが、ですからあとは松島ワーキング長と考えていただきたいんですが、そうですね、個別のその条文っていうか資料4-4の、これはやっぱり役人でないと書けない。ですから。

(委員)

そうなんです。

(委員)

これって計画書新旧対照表になっているんですけど。

(笹原会長)

資料4-4ね。

(委員)

計画の新旧対照表ですか、計画書の新旧対照表なんですか。題名が計画書、これ計画なんですよ、この本文は。

(事務局 黒石)

そうです。計画です。

(委員)

そしたら計画の新旧対照表ですね。じゃあこれだけ今現在の計画なんですね。意味分かりました。

(笹原会長)

だから、いわゆる計画っていうのは、この長ったらしい読む気にならない文章なんです。それを、エッセンスを抽出したのが先ほどの2枚のこのこういう。こういうのは役所

の方作るの得意ですから、やってくれますから、ただ、そもそも計画書自体こんな細かい文章書くってというのはやっぱりプロじゃないとできないので、これはやっぱり役所にお任せすると。その大方針を我々は示すということになるでしょうから、当然、示しただけで終わりじゃなくて、作文読んで「お前ここ違うろう」って言わなきゃいけないんですけど、ですから、今の畠中委員のご提案というのは正にそういうことだと思います。骨子を示すと。ですから、あとはワーキングの中でどういうやり方をやるかっていうことですが、やっぱり現実問題、私どもができることってというのはそういう骨子を指し示すこと。それに基づいて計画の作文をしていただいて、その事務局ですね。その後それをチェックすることだと思います。ですから私は畠中委員の言う、おっしゃるような方向性になるんじゃないかと思います。

松島さん、どうですか。

(松島委員)

議長も言われてるお話ですけど、1年掛けて絵が1枚描けるかどうか、ちょっと不安なところもありますけど。

(委員)

回数が二、三回だよね。

(委員)

二、三回で。

(委員)

ちょっとね。

(委員)

それと、意見を何か募集する機会なんかがあったほうがいいのかなという感じもしますね。何か県民の人たちに。

(委員)

公募みたいな形で。

(委員)

公募。公募というか。

(笹原会長)

パブリックコメントですかね。パブコメね。

(委員)

みたいな形で。

(笹原会長)

パブコメ、可能やろうか。事務局さん。

(事務局)

可能です。

(笹原会長)

可能ですか。

(事務局)

ただ、パブリックコメントは出ないでしょう、余り。

(笹原会長)

出ないと思いますけどね。

(委員)

逆に出そうと思えば。

(事務局)

ものすごい高度な専門的な。

(委員)

高知以外に方向性が要るのかもしれませんが、案がなかったら先ほどあれが出ないと言ってますけど、まずは早急にそしたらワーキンググループのほうで第1回目ぐらいでもう悠長なこと言ってられん、方向性とかビジョンの案を作ってパブリックコメントなり書けるぐらいに持ってかんと無理なんだなという感じはしますよね。

(笹原会長)

だから、いきなり絵を描こうと思わずに、骨子の文章。先ほどの資料4-3のこの目次みたいなやつを、目次のちょっと詳しいのを作ればいいんじゃないかな。いいんじゃないですか。それが難しいんですけど。

(委員)

すみません。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

私、おとといの環境審議会の委員でもあるんですけど、かなり重複してますよね。

(笹原会長)

そうですね。

(委員)

だから、課内でもうかなり調整が要ると思うんですよ。そこら辺りもこっち独自ではなくてやっぱり共生課とか林業のほうとか、いったところの絵の辺りはもうこの前の審議会でもかなり出てますので、そういったすり合わせも必要ですので、そういった連携がかなり。横の連携が必要。

(笹原会長)

そこはね、やっぱり県庁の中で。

(委員)

そうです。

(笹原会長)

事務局がございまして、そこは作業量、結構ありますけれど、お任せするしかないのかな。

(委員)

それと、かなり実は去年の分も審議会自体がバッティングしててこちらに来れなかったんですよ。それがもう全然、連携が取れていないという。

(笹原会長)

そういうことか。日程のね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうか。そこをそしたらあれですね。ワーキングメンバー選んだらちょっと県関係というか、そういう公職を全部ご申告いただいて、できる限りで調整を取る。日程調整の話ですね。

(委員)

日程調整もそうだし、内容もそうですよね。

(笹原会長)

内容はもう事務局の中で、県庁の中ですり合わせていただくと。多分、他課との関連する他の課との合議もあるでしょうし、そこは大丈夫だと思います。そこはもうお任せすると。

(委員)

分かりやすいのにしてもらいたいですね。この文章は読めないですね。

(委員)

だから、作り方もあると思うんですけどね。その計画の。これこの新旧対照表作ってもらおうと言ってたけど、ここの細かいパーセントのあれを毎回直すとかいうのはどうなんだろう。

(笹原会長)

これは、これを読むのも行政技術が必要で。

(委員)

そうそう。

(笹原会長)

その辺もワーキングの中で事務局とやり合っていていただかないのかなと。私が意見を言うのは差し控えたいと思います。私、逆に読めちゃうほうなんで。駄目なんで、そういう人。

(委員)

ともかく、そしたら第1回目のワーキングのときまでに、県庁内部の関連課とも調整して、私のほうと関連課のほうと調整で案を作ってポンチ絵的なものが描けるのかどうか。それからもう少し施策的なところ県各種の計画と併せて、トータルで見た場合にここに集約できるんじゃないか。もっと分かりやすい形で案を作ってワーキングの第1回目に臨むということによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

はい。事務局のほうにはそういうふうな形でお願いできますでしょうか。関係課とちょっと連絡調整していただいて、それぞれの課でやっぱり振興計画なりいろいろ計画持ってお持ちでしょうから、それらと併せて国土利用の利点から一本線を引いて将来一定のビジョンが描けるかというところでワーキングのほうで検討するように第1回目の準備をする。それが整った段階で第1回目を行うというふうをお願いしてよろしいでしょうか。

(笹原会長)

そうしましたら、そういう形で進めていただきたいと思います。ただ、お願いしたいのが。

ちょっと待ってください。100%思いを書くのは無理だと思うので、何%まで書けるかというところちょっと松島委員におかれても100%は目指さないでいただきたい。1年しかないってところございますので。

そうしましたら、極めて漠然としていて申し訳ないんですが、そういう方向でワーキングの活動も行っていただきたいと思います。そしたら、そういうワーキング参加していただけるという方おられれば挙手をお願いします。私は、景気づけで手を挙げています。松島さん、手を挙げてください。

(委員)

挙げにくいでしょ。

(委員)

挙げにくいです。

(委員)

あれだけ畠中さんが。

(委員)

畠中さんはやったです。

(女性委員)

頑張っ、無理な人が

(委員)

ご意見言わんと。

(女性委員)

いらっしゃるかどうかですよ。

(委員)

指名でもされたら早いじゃないですか。なかなか、自分から挙げにくいでしょ。

(笹原会長)

え。

(委員)

いや。指名されたほうが。自分から挙げにくいんじゃないですかね。

(笹原会長)

そうか。じゃ、二人だけ指名させてください。お二人だけ。とはいえ、二人。指名しようとする五人超えちゃうんですよ。それでは駄目だな。そしたら、割と順不同にしよう。お一人は編集局長でよろしいでしょうか。これは是非、高野さんの目も頂きたい。

(委員)

分かりました。

(笹原会長)

じゃ、松岡委員を指名いたしました。これで手が挙げやすくなったんじゃないかと思いますが。あともう一人、中村さんいかがですか。

(委員)

私ですか。分かりました。

(笹原会長)

これで3名。これで手を挙げやすくなったでしょ。あと、二、三名いかがでしょうか。多分指名すれば「はい」と言っていただけだと思うんですが、それだと余り面白くないので。

(委員)

そうですね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

はい、そしたら山本さん。

(委員)

最後のご奉公。

(委員)

じゃ、はい。挙げてみます。

(笹原会長)

そしたら細川委員。これで5人。一応これで5人でございます。

(委員)

どうしよう。はい。

(笹原会長)

じゃ、畠中さん。6名。よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

これ以上多くなると日程調整等々大変なので、今の6名ということで事務局よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(笹原会長)

良かった。ちょっとどきどきした。

(委員)

そのほかの方も、でもご意見なんかは。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

当然でございます。私も含めて。

(松島委員)

ワーキングの会がありましたら、議事録なり資料なりがつつがなく流すようにしていただきたいと思います。

(笹原会長)

私及び野津山局長も含めて、意見聴取の対象でございますので、こき使ってください。そしたら、そういう形で進めたいと思います。もう一回ちょっと確認しますが、ワーキングメンバーは先ほどの6名でございます。進め方はワーキング内、特に松島ワーキング長にお任せをして、無理のないように事務局といろいろご相談いただくという形で。私ども審議会のたたき台(案)を作っていくと。なお、その上でワーキングメンバーのみならず、ワーキングから必要なときには他の委員にも意見聴取を行っていただくという形で進めてまいります。そうしましたら、そういうことで、そういう形でもよろしく申し上げます。あと、細かいところはまた事務局とワーキング長で詰めて順次ワーキングの皆様、必要であれば委員の皆様にご連絡、ご指示行くと思いますので、対応方よろしく申し上げます。

そうしましたら、以上ですね。以上で、一応審議のほうは。議事次第によると審議のほうは終わりに、協議事項も終わりになります。

最後に私の思いをちょっと土地利用基本計画書についてお話しさせていただくと、先ほどの審議会の限界みたいなところもかなり議論されて、無駄じゃんみたいな気持ちも皆さんあるかと思います。私もあります。ただ、やっぱりこの基本計画書を作ることも県民へのPRの一つであるというふうに積極的にお考えいただければ有り難いと思います。

そうしましたら、そういうことで協議を終えます。それでは、全ての議事を終了いたし

ました。委員の皆様には熱心にご議論いただき、また、議事の進行そして最後のワーキング、基本計画書の体制づくりにご協力いただきましたことを感謝申し上げます。

今後とも、高知県の土地施策、土地利用施策にご協力賜りますようお願い申し上げて、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

本日は会長、そして委員の皆様、長時間にわたりましてご審議本当にお疲れ様でございました。

それでは、これもちまして第55回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

平成30年2月8日